

韓国における経済自由化と社会政策*

金 早 雪

はじめに

1980年10月27日の韓国の憲法改正は、制定（1948年7月17日）以来8度目（全文改正では3度目）にあたる。そして、7年目の昨年同日に、憲政史上初めて与野党の合意提起になる新憲法案が国民投票に付され、高い支持率で承認された（88年2月25日発効）。80年憲法はそのまま第5共和国、すなわち全斗煥政権を象徴することになるが、7年余りというやはり短命に終り、ポスト植民地体制下の民族国家は、今なお確固たる基盤を築き上げる過程にあって模索を続けていると言わざるをえない。

とはいえ、この7年間に、飛躍的と形容するにふさわしいまでの変容がみられたことも事実として認められねばならない。すなわち短命が不安定を物語るにせよ、これまでみられることのなかった、政治的・社会的安定政策は、「開発独裁」との訣別にふみ出した証左であるといっても過言ではない。

その背景には、80年の大不況（戦後初のマイナス成長）からG5以降の三低景気（ドル安、金利安、原油安）による好況への上昇過程で、成長の回復はもとより、経済構造の「自立度」の深化（国際収支の黒字化など）があったことを何よりも先に指摘すべきであろう。もちろん、これらが予想外、または予想以上の外的要因に加速されたことは念頭に入れておく必要がある

*本稿は本学部『スタッフ・ペーパー・シリーズ』'87-09の本文に若干加筆し、紙幅上、資料を大半割愛したものである。ここに掲載されるにあたり、旧・新紀要委員会には謝意を表したい。又、脱稿直後、神奈川大学において報告させて頂いた折の御助言は今後に資するところ大で、梶村秀樹教授はじめ関係各位に御礼申し上げます。

う。

ともあれ経済的な飛躍とともに、80年代の政策にみられる変容は、極めて重要な意味をもつものである⁽¹⁾。これまで、80年代の政策への注目は経済政策、それも「官（政府）主導型」から「民間主導型」への移行という側面に集中されていた。しかし、表1に示したように、「独占規制および公正去来（取引）に関する法律」（以下「独規公取法」とする）を手はじめに、7年間におびただしいまでに経済、社会関連法の制定が相次いでおり、「民間主導型」経済への移行を一つの重要な要素としつつも、もっとダイナミックな変動の兆しがそこから読みとれはしないだろうか。

本稿では、独占規制政策が80年代の経済政策の主軸にあるという観点に立って、あいまいな語である「民間主導型」経済への移行の本質を探るとともに、時を同じくして進められている労働政策と社会政策にみられる、資本主義国家の安定装置機能の始動をもとり上げた。80年代の変容の本質は、このように経済政策とともに社会政策まで含めることによって初めて明らかにされるであろう。

(1) 「政治経済学的な観点」から、経済構造の変化がいわば“政経分離の時代”を招いたという主張がある（服部民夫編『韓国の工業化——発展の構図——』アジア経済研究所、1987）。すでに筆者はこれに対するレビュー稿で、経済的側面からとともに政治的側面からも変化を探らうと指摘した（拙稿「中進国の『政治経済学』」『経済評論』1987年10月号）。本稿はこのレビュー稿で示した見解を正面から論じようとするものである。なお、Il Sakong, *Macroeconomic Policy and Industrial Development Issues*, KDI, 1987参照。

Ⅰ 独占規制政策

(1) 独規公取法制定の背景と内容

独規公取法（独占規制に関する公正去来に関する法律）が1980年に公布され、81年4月1日施行された。ここに至るまで、公正取引法制定の動きは、15年以上、すなわち1964年にまでさかのぼることができる。しかし、71年までの4度とも、国会通過には至らなかった⁽²⁾。

公正取引法の制定は、第1次オイルショック後のインフレ（1974年全国卸売物価上昇率44.6%）沈静を直接かつ第一義目的とする「物価安定および公正去来に関する法律」（1975年末制定、76年3月15日施行、以下「物価公取法」とする）として実現した。

同法は第1条（目的）に、物価安定を期して公正かつ自由な競争秩序の確立によって消費者の権益を保護する旨、うたっているように、物価政策と公正取引政策の混合的性格を有するものであった。

しかし公正取引関係の条文は、価格表示（第3条）、カルテル禁止（第5条）、不公正取引行為禁止（第7条）という3点にとどまり、ひるがえって、「物価安定委員会」の設置（第10～20条）と同委員会による最高価格指定（第2条）、公共料金の決定（第4条）、緊急需給調整措置（第6条）にみられるように、主たる内容からして同法は物価統制法とみなす方が適切である。

しかも企業結合、事業者団体によるカルテル、国際契約に関わる競争制限といった項目は全く含まれておらず、従って、競争政策すなわち独占禁止政策としては象徴的な意味あいをもつにとどまるというのが、この物価公取法への大方の一致した評価である⁽³⁾。

独規公取法制定までの直接の経緯に先立って、この法の背景というべき政権交替に伴う政策の変化について触れておこう。

すなわち、全大統領は、80年9月の就任時に、政策目標として、民主主義の定着、福祉社会、社会正義の実現（格差の是正）、そして国民精神改造⁽⁴⁾をあげた。

80年憲法では、「経済」の章に次の6点の改正（新設）がみられた。

- ①独寡占による弊害規制を明記（第120条第3項）
- ②農地小作制の原則禁止（第122条）
- ③中小企業保護育成の明記（第124条第2項）
- ④農漁民および中小企業の自助組織の中立性保障（第124条第3項）
- ⑤消費者保護（第125条）
- ⑥国家標準制度の確立（第128条第2項）

独規公取法が上記の①、すなわち憲法第120条第3項の規定にもとづくことはいうまでもなく、また「社会正義の実現」という公約に関わるものであるのも明らかである。

75年の物価公取法と比較してみると、80年新法は全く別の法、すなわち、初の本格的な競争促進政策の成立とみなすべきで、全政権によって独占規制政策が開始されたといえることができる。しかしながら、決してそれ以前の政策との断絶を意味するものではないことは、以下の経緯から明らかである。

75年の物価公取法は、主目的とした物価安定において、価格統制による成果が皆無であったわけではないが、しかし例えば、人為的・恣意的な価格設定、二重価格の併存、引上時の大幅上昇による混乱（売惜しみ、買占めなど）など、むしろ逆効果の方が目立つ結果となった⁽⁵⁾。

1977年は、輸出100億ドル突破、1人当たりGNP1000ドル突破といった高度成長ぶりを示す一方で、インフレが構造的なものであること

(2) 経済企画院『公正去来白書』1984年、第1章参照。

(3) 中山〔18〕、経済企画院『経済白書』1980年版、p. 101。

(4) 例えば「家庭儀礼に関する経済法律」は、冠婚葬祭ま

で規制しようとするものである。

(5) 全国経済人連合会編『韓国政策40年史』の鄭泰成「第10章価格政策（1975-79年）」pp. 967-976。

表1 主な経済・社会関連法年表

公布年月日	施行年月日が公布日と異なるものについては () 内に示した。
1953. 3. 8	労働組合法, 労働争議調整法 ⁽¹⁾ , 労働委員会法
5. 10	勤労基準法 ⁽²⁾
61. 12. 30	(旧) 生活保護法
63. 11. 5	社会保障に関する法律, 産業災害補償保険法
70. 1. 1	外国人投資企業の労働組合及び労働争議調整に関する臨時特別法
75. 12. 31	物価と公正取引に関する法律(1976.3.15), 中小企業系列化促進法 ⁽³⁾
76. 12. 22	医療保険法
77. 12. 31	医療保護法, 環境保全法
78. 12. 5	中小企業事業調整法 ⁽⁴⁾ , 中小企業振興法 ⁽⁵⁾
79. 4.	経済安定化総合施策
80. 10. 27	第8次改憲(全文)
12. 31	独占規制および公正去来に関する法律(1981. 4. 1) ⁽⁶⁾ , 労使協議会法 ⁽⁷⁾ , 家庭儀礼に関する法律(1981. 1. 1) ⁽⁸⁾
81. 6. 5	心身障害者福祉法, 老人福祉法
12. 31	職業訓練基本法(1982. 1. 1), 産業安全保険法(1983. 7. 1)
82. 12. 31	(新) 生活保護法(1983.7.1)
83. 12. 31	特定経済犯罪加重処罰に関する法律
84. 12. 31	下請取引の公正化に関する法律(1985.4.1) ⁽⁹⁾ , 公認労務士法(1985.7.1)
86. 1. 8	工業発展法(1986.7.1)
5. 10	公衆衛生法(1986.11.11), 食品衛生法(1986.11.11)
5. 12	中小企業創業支援法
12. 31	農地賃貸借管理法(1987.10.1), 対外貿易法(1987.7.1), 不正競争防止法(1987.7.1) ⁽¹⁰⁾ , 国民年金法(1988.1.1), 廃棄物管理法, 消費者保護法(1987.4.1) ⁽¹¹⁾ , 約款の規制に関する法律(1987.7.1) ⁽¹²⁾ , コンピュータープログラム管理法(1987.7.1) ⁽¹³⁾ , 著作権法(1987.7.1) ⁽¹⁴⁾ , 最低賃金法(1988.1.1)
87. 10. 27	第9次改憲(全文, 1988.2.25)

注(1) 1980年末, 労使協議会法の制定と同時に労働関係四法(労働組合法, 労働争議調整法, 労働委員会法, 勤労基準法)が改訂された。

このうち労働争議調整法の改訂後の全文が工藤幸男〔9〕に記載されている。

(2) 1953年以来の労働法の変遷と, 勤労基準法(1980年改正のもの)の全文は琴〔10〕を見よ。

(3) 三満照敏〔17〕の5(第25巻第5号)に全文記載されている。

(4) 同上, 2(第25巻第1号)に全文記載。

(5) 同上, 6(第26巻第1号)および7(第26巻第2号)に82年改正の全文記載。

(6) 制定時の全文は趙炳澤〔1〕, 改正(1986.12.31)後の全文は本稿後掲。

(7) 『海外労働時報』1981年2月号に訳出されている。

(8) 本文の注(4)参照。

(9) 吉田孝雄〔21〕に解説および全訳がある。

(10) いうまでもなく商号, 商標などをめぐる商取引秩序を定めたものである。工業所有権保護に関するパリ条約には, 79年12月国会で加入が同意され, 翌80年5月4日発効している。

(11) 鄭〔4〕参照。

(12) 事業者の約款への規制を通じて消費者保護をめざす。鄭〔5〕に全文。

(13)(14) 万国著作権条約への正式加入(1987年10月1日)に関連して制定された。尚, 著作権法の場合, 例えば86年中の出版物3万7000点(6300億ウォン)の3分の1以上にあたる1万3000点が抵触するが, それらの国別内訳は, 日本53.8%, アメリカ29.2%, イギリス4.5%, などである。またアメリカの著作権保護は10年前にまでさかのぼることが韓米通商協定で決められた(『東洋経済日報』1987年10月9日付)。蔡勝錫「韓国の知的所有権法の改正」(『ジュリスト』No878, 1987年2月15日)参照。

もまた明らかになり始めた年である。すなわち、重化学工業部門への過剰投資、それを可能にした政策金融（通貨膨張）、そして不動産投機の過熱がこれに加わった。

物価対策だけでは不十分なことは明らかで、緊縮政策、ひいては5ヵ年計画下方修正まで必要とする状況であった。「経済安定化総合施策」（以下「安定化施策」）⁽⁶⁾は朴政権末期となった1979年4月に出版されるべくして出版されたと言えるが、独規公取法は75年物価公取法より、むしろこのデフレ政策の延長上にあるといっている。

安定化施策は、物価対策として価格統制の解除と前年から輸入自由化（あとの表8参照）の継続、不動産投機抑制策、財政・金融の引締め、さらに重化学工業投資調整を主として手が出た。

全政権は安定化施策の1年半後に発足したが、発足直後に出された1980年版『経済白書』は、安定化施策が「経済全領域に深く浸透したのみならず、経済安定化施策によって外部衝撃をより効果的に吸収した」（p.78）という肯定的な評価を下し、と同時に、長期的、構造的視点から、制度改編の必要性を重ねて強調している。具体的には、金融制度改善、競争促進、市場メカニズムの維持・強化、生産性向上である。

安定化施策はいわば応急的な引締め政策ではあったが、80年代の抜本的改革の端初であることは、同じく80年版『経済白書』の「〈特輯〉1980年代経済運用制度の改編方向」（pp.331-359）で示された次の6点の80年代の方向性が、内容的に安定化施策と一脈通じる、というよりその踏襲であることから確かめることができる。

- ① 対外指向の開発戦略の持続
- ② 重化学工業投資調整など産業合理化
- ③ 輸入自由化、資本自由化
- ④ 競争促進、公正取引秩序確保
- ⑤ 物価安定のための短期、長期両政策

(6) 『経済白書』1979年版, pp.367-404で特集。

(7) 75年法には物価に関わる場合に限定されていたにせよ一

⑥ 政府の組織的改編

安定化政策がデフレ政策としては奏功しつつも、市場集中度の高さ（表2, 3）といった構造的側面にまでは影響力が及ばなかったことが、自由化あるいは市場機能の重視に至った要因といえよう。かくして80年代前半に制度的改編を進めるというスケジュールは、1980年末の独規公取法の制定から実行に移された（80年制定法全文は趙〔1〕を見よ）。

表2 少数企業への経済力集中

	系列企業数		売上額累積占有率(%)	
	1977	1979	1977	1979
上位5社	76	113	14.8	16.2
上位10社	115	183	20.4	22.6
上位15社	159	227	24.4	26.9
上位30社	239	348	32.0	35.0
鉱工業合計	27785	32776	100.0	100.0

出所：『経済白書』1981年版, P.101

表3 商品の市場集中度（1979年度）

	独占型 ⁽¹⁾	競争型 ⁽²⁾	合計
品目数(個)	2071	250	2321
比率(%)	89.2	10.8	100.0

注(1) 3社で50%以上占めるもの

(2) 3社で50%未満

出所：前表と同じ P.102

参考文献〔1〕,〔2〕,〔8〕,〔18〕,〔19〕,〔20〕がすでに指摘している点も含めて、1980年法の意義、特徴、問題点を整理しておこう。

まずいうまでもなく反独占・競争促進法の成立という意義があげられよう。物価公取法のカルテル禁止⁽⁷⁾、不正取引行為禁止を引きつぎ（物価公取法からこの2条項は削除）、加えて新たに、市場支配的地位の濫用禁止、価格の同調的引き上げへの報告要請、企業結合の制限・登録、競争制限行為の禁止、再販売価格維持の原則禁止、事業者団体結成の届出、そして公正取引委員会の設置が初めて法的に定められた。本格的な競争促進政策がこの法の成立によって

応“禁止”であったが、80年法では事前登録制とされた。更に86年には原則禁止となる（後述）。

始まったといってよい。

しかし運用にあたって、適用除外規定に濫用の余地のあること、公正取引委員会の独立性が不十分で、経済企画院（公正取引室）との権限の分割にも不十分な点のあること、更に、物価公取法が存続している以上、その直接統制対象が広範囲で包括的であるだけに拡大解釈による適用によって、公正取引政策が二元化する可能性がある、などの問題点を残していた。

内容的には、原因規制主義と弊害規制主義とが折衷もしくは併用されているが、後者が主でその上に前者が加味されている。

そのなかで、原因規制としての既存の独占的市場への規制がない点は、純粋に独占的市場も少なくとも表2、3からも窺えるように、独占的傾向の強い韓国にあっては、早晚、改正される必要があるといわれてきた。

同じように、財閥（企業グループ）そのものへの規制も、本来、最も効力を発揮すべき領域であったにもかかわらず完全に欠落し、きわめて大きな課題として残された。しかしこの問題点は、早くも86年の法改正によって改善をみたのである。制定後の競争政策の進展と86年の法改正については節を新ためて論じることしよう。

(2) 独規公取法の86年改正

独規公取法は84年7月に同施行令の改正（10月17日施行）によって、農林水産業と鉱業を除く全産業にまで拡大され、更に86年末には経済力集中規制を追加するなどの大幅改正がなされた⁽⁸⁾。

86年改正より先、84年末に「下請取引の公正化に関する法律」⁽⁹⁾が制定され（85年4月1日施行）、同法の適用事項は当然、独規公取法第15条第1項第4号（優越的地位の濫用禁止）の適用除外とされた。製造、修理、建設（電気工事なども含まれる）の各業における下請取引への広範囲の規制と厳しい罰則を含む同法が制定

された背景は、製造業における下請や系列化は日本ほどみられないものの、建設業のとりわけ政府発注工事に関係して公正化措置がとられていたことにある。いずれにせよこの法もまた公正取引政策の一環として看過されてはならないであろう。

さて、表4にあるように、是正実績件数は年々増加しており、独規公取引法はその運用からみても競争促進に大きな役割を果たしつつあることが窺えるが、86年末の改正によって競争促進政策の強化が始まったと確信することができる。改正内容は次のようなものである（表5参照）。

まず最も大きな点は、第3章の章題に従前の「企業結合の制限」に続けて「および経済力集中の抑制」が付け加えられたことに示されるように、経済力の集中を規制する6条項が追加されたことである。

6条項とは、持株式会社の設立禁止（第7条の2）、相互出資禁止（同3）、出資総額の制限（同4）、金融保険会社持株の議決権制限（同5）、株式所有状況などの申告（第8条の2）、そして大規模企業集団の指定（同3）である。これらに関連して、第2条の定義にも、「企業集団」と「系列会社」の2項が加えられた。

次いで、不当な共同行為の制限（第4章）も、従前の登録制から原則禁止にされた上、その違反には、是正措置に加えて課徴金の賦課（第14条）が追加された。

第三には、市場支配的地位の濫用行為などへの罰則が「1年以下の懲役または7千万ウォン以下の罰金であったのをそれぞれ「2年」「1億ウォン」へ引き上げられ、この対象には、経済力集中に関する新設条項のうち第7条関係なども加えられた。

大きな変化は上記の3点である。唯一、第4条が削除されたが、同条は価格の同調的引上げに対して報告要求をしうると定めたものであり、削除によって法が弱体化したといえるほどではない。さらに、ここでは触れなかった他の小さな改正点もまた法の強化になるものであった。

(8) 金忠煥『公正去来法解説』学研社、ソウル、1987年参照。

(9) 吉田〔21〕。

表 4 違反事件は正実績 (件数)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	累計
市場支配的事業者濫用行為	—	—	2	6	2	1	11
企業結合	23	45	22	42	25	22	179
事業者間共同行為	—	—	—	7	10	4	21
事業者団体競争制限行為	5	9	11	5	8	37	75
不正取引行為	37	37	149	130	278	419	1048
(下請)	(1)	(—)	(4)	(85)	(140)	(153)	(383)
(市場支配的事業者) ^(注)	(10)	(8)	(14)	(24)	(31)	(31)	(118)
国際契約	78	169	212	249	236	276	1220
合計	143	260	396	439	556	757	2554

(注) 国内総供給額が300億ウォン以上であって、市場占有率が、1社で50%以上または3社で70%以上の事業者。
出所：『経済白書』1987年版，p.296

表 5 改正 (1986) 独規公取法の体系と内容

① 体系 (*印は新設条項)

区分	対象	内 容 (条 文 題 目)	条 文	
目的	直接的目的 究極的目的	公正かつ自由な競争秩序の確立 国民経済の均衡的発展	第1章 総則 第1条	
定義		①事業者 *②企業集団 *③系列会社 ④事業者団体 ⑤役員 ⑥再販売価格維持行為 ⑦市場支配的事業者 ⑧一定の取引分野	同上 2	
実体規定	独占力の行使および独占化の規制	市場支配的地位の濫用禁止	第2章 市場支配的地位の濫用禁止 ⁽¹⁾ 3	
		企業結合の制限 *特株会社の設立禁止等 *相互出資の禁止等 *出資総額の制限 *金融保険会社の議決権制限	第3章 企業結合の制限および 経済力集中の抑制 ⁽²⁾ 7 7の2 7の3 7の4 7の5	
		企業結合の申告		8
		*株式所有現況などの申告		8の2
		*大規模企業集団の指定等		8の3
		脱税行為の禁止		9
		競争制限行為の禁止	不当な共同行為の制限	第4章 不当な共同行為の制限 ⁽³⁾ 11
事業者団体の設立申告 事業者団体の禁止行為	第6章 事業者団体 17 18			
再販売価格維持行為の制限 再販売価格維持行為契約の申告	第7章 再販売価格維持行為の制限 20 21			
不正取引行為の禁止	第5章 不正取引行為の禁止	15		
国際契約の締結制限	不当な国際契約の締結制限 国際契約の締結申告	第8章 国際契約の締結制限	23	
			24	

	適用除外	産業合理化, 国際競争力強化のための企業結合 外国人投資事業, その他法律による持株会社 相互出資の特例 ⁽⁴⁾ 出資総額制限の例外規定 ⁽⁵⁾ 産業合理化, 不況克服, 産業構造調整, 中小企業の競争力向上, 取引条件合理化のための共同行為 } 共同行為認可手続 国際契約締結制限の例外 ⁽⁶⁾	7 但書 7 の 2 ② 7 の 3 ① 但書 7 の 4 ① 但書 11 但書 12 23 ① 但書
		法令による正当な行為 無体財産権の行使行為 } 第12章 適用除外 一定の組合の行為	47 48 49
手続規定	専任機構 (第9章)	公正取引委員会の設置, 委員会の構成および機能, 議決事項, 組織 および運営, 審査官の事件処理などに関する条項	26~38
	手続 (第10章)	違反行為の認知・申告 違反行為の調査および意見陳述 違反行為の是正勧告 異議申請 訴の提起 不服の訴の専属管轄	39 40 41 42 43 44
	補則 (第13章)	業務執行上の秘密保持, 法令制定の事前協議, 関係行政機関の協調, 権限の委任・委託, 施行令など	50~54
	是正措置	第3条違反 第7条①・④, 第7条の2①, 第7条の3, 第7条の4①, およ び第9条に違反 第11条違反 第15条違反 第18条違反 第20条①違反 第23条①違反	5 10および *10② ⁽⁷⁾ 13 16 19 22 25
罰則規定	課徴金	第5条違反 第11条違反	6 14
	損害賠償 (第11章)	損害賠償責任 損害賠償請求権の裁判上の主張制限	45 46
	罰則 (第14章)	違反行為に対する具体的な罰則条項 両罰規定 告発	55~58 59 60
	付則	施行日, 関係法律の改正 ⁽⁸⁾ , 経過措置	付1~8
参 考	付則	施行日	付1
	*付則	持株会社, 相互出資総額制限, 議決権制限および共同行為へ の経過措置	付2~6

注(1) 第2章にあった, 価格の同調的引上げに関する報告書要求(第4条)は削除された。

(2) 改正前は「企業結合の制限」。

(3) 改正前は, 共同行為の登録(第11条)による監視が中心で, 不当時に制限(第12条), 是正命令(第14条)を下すしくみであったのを, 原則禁止に変更。

(4) 会社合併・営業譲受, 担保権実行, 失権株引受, および非系列会社が新たに系列会社になるときで, 6ヵ月以内に処分しなければならない。

(5) 工業発展法・租税減免規制法による合理化計画によるか, 新株の配当, 担保権実行, 代物弁済受領による場合, 合理化計画では4年(3年以内で延長可), それ以外は1年以内。

(6) 影響が軽微, その他やむを得ない事由があると経済企画院長官が認める場合。

(7) 第10条の株式処分命令の確定と同時に, その株の議決権の失効を定めている(是正措置の履行確報)。

(8) 「物価安定および公正取引に関する法律」が一部改正された。

② 実体規定

目的	区分	規制条項	規制内容および対象	措置
独占力の行使および独占化の規制	市場支配的地位の濫用禁止(第2章)	市場支配的地位の濫用禁止(第3条)	①価格の不当な決定・維持・変更行為 ②商品販売の不当な調節行為 ③他事業者の活動を不当に妨害する行為 ④新たな競争事業者の参加を不当に妨害する行為 ⑤競争を実質的に制限, 消費者利益を阻害する行為	経済企画院長官の是正命令(第5条) 課徴金の納付(第6条)
	企業結合の制限および経済力集中の抑制(第3章)	企業結合の制限(第7条)	①他会社の株式取得 ②他会社の役員兼任 ③他会社との合併 ④他会社の営業譲受 ⑤他会社の設立	経済企画院長官の是正命令(第10条①)
		持株会社の設立禁止など(第7条の2)	持株会社の設立または持株会社への転換禁止	
		相互出資の禁止など(第7条の3)	①大規模企業集団に属する金融業・保険業以外の会社による系列会社の株式の取得・保有禁止 ②大規模企業集団に属する会社で, 中小企業創業支援法に基づく中小企業創業投資会社による国内系列会社の株式取得・保有禁止	
		出資総額の制限(第7条の4)	第7条の3①の場合, 投資総額は当該会社純資産額の100分の40をこえてはならない。算定のため, 大規模企業グループに属する会社は公認会計士の監査を受ける義務	
		金融・保険会社の議決権制限(第7条の5)	大規模企業集団に属する金融・保険業の会社が取得・所有する国内系列会社の株式の議決権行使不可。	合併・設立無効訴訟の提起(第10条②)
		企業結合の申告(第8条)	①1会社が他会社株式の100分の20以上の株式所有となるとき ②会社以外の者が競争関係にある2以上の他会社の株式を各々100分の20以上所有する時 ③競争関係にある他会社の役員兼任する場合 ④他会社との合併, 営業譲受 ⑤新会社の株式の100分の20以上を引受ける場合 ⑥大規模企業集団に属する会社が, 系列会社もしくは特殊関係人とあわせて, 他会社の株式の100分の20以上を所有するような場合 ⑦大規模企業集団に属する会社が, 系列会社もしくは特殊関係人とあわせて, 新会社の株式の100分の20以上を所有するような場合	株式処分命令の確定による議決権行使不可(第10条の2)
		株式所有状況などの申告(第8条の2)	①大規模企業集団に属する金融業・保険業以外の会社は, 国内の他会社の株式所有現況と当該会社の株主現況・財務状況を経済企画院長官に申告 ②大規模企業集団に属する金融業・保険業の会社による系列会社の株式所有状況を経済企画委員長官は財務部長官に要求可	
		大規模企業集団の指定など(第8条の3)	①経済企画院長官による指定・通知 ②そのための資料要請	
	脱法行為の禁止(第9条)	第7条①, ④, 第7条の2①, 第7条の3, 第7条の4①, 第7条の5の逸脱行為禁止		

競争制限 行為の禁 止	不当な共同行為の制限 (第4章)	不当な共同行為の制限 (第11条)	契約・協定・決議その他の方法によって他会社と共同して実質的競争制限となる次の各号の行為の禁止 ①価格の決定・維持・変更行為 ②商品販売条件・代金支払条件の決定行為 ③生産・出荷の制限行為 ④取引地域・取引相手の制限行為 ⑤設備の新增設・装備導入の制限行為 ⑥商品の種類・規格の制限行為 ⑦営業を共同化もしくは管理する会社を設立する行為 ⑧他の事業者の事業内容・活動を制限する行為	契約無効(第11条②) 経済企画院長官の是正命令(第13条) 課徴金賦課(第14条)
	事業者団体(第6章)	事業者団体の設立申告(第17条)	事業者団体の設立・変更・解散の申告	違反防止のための指針制定・運用(第18条③④) 行為中止の是正命令(第19条)
		事業者団体の禁止行為(第18条)	①取引分野の競争を実質的に制限する行為 ②取引分野の現在および将来の事業者数を制限する行為 ③構成事業者の活動を制限する行為 ④構成事業者に再販売価格維持を強要する行為	
	再販売価格維持行為の制限(第7章)	再販売価格維持行為の制限(第20条)	事業者の再販売価格維持行為の禁止 指定要件：①同一品質の商品 ②一般消費者の日常用品 ③自由競争商品 経済企画院長官に指定を申請，同長官は指定品目を告示	申告事項の変更・修正命令(第21条②)
		再販売価格維持契約の申告(第21条)	再販売価格維持事項内容の申告	中止などの是正命令(第22条)
不公正取引行為の禁止	不公正取引行為の禁止(第5章)	不公正取引行為の禁止(第15条)	経済企画院長官が指定・告示した不公正取引行為，およびその強制的禁止 ①取引相手の差別的取扱 ②競争者の不当排除 ③取引強制・取引誘引 ④優越的地位の濫用 ⑤取引相手の拘束・制限 ⑥虚偽誇張広告	広告に関する基準の制定・運用(第15条②) 事業者(団体)による審査要請(第15条③) 行為中止，削除の是正命令・違反事実の公表(第16条)
国際契約締結の制限	国際契約の締結制限(第8章)	不当な国際契約締結制限(第23条)	不当な共同行為，不公正取引行為，再販売価格維持行為を含む国際契約締結の禁止 ①外資導入法による借款・合作投資・技術導入契約 ②1年以上の著作権導入契約 ③商品・用役の輸入代理店，長期輸入契約	契約の申告，取消，修正，変更の是正命令(第25条)
		国際契約の締結申告(第24条)	事業者が国際契約を締結した場合，経済企画院長官に申告	
企業結合 持株会社の設立	企業結合	第7条但書	経済企画院長官が認定する産業合理化・国際競争力強化のための企業結合	
	持株会社の設立	第7条の2②	①法律によって設立する場合 ②外資導入法による外国人投資事業のために，経済企画院長官が承認する場合	

適用除外	相互出資	第7条の3①但書	①会社の合併, 営業全部の譲受 ②担保権実行, 代物弁済の受領 ③失権権の引受 ④非系列会社が新たに系列会社になる場合	6月以内に処分(第7条の3②)	
	出資制限	第7条の4但書	①工業発展法もしくは租税減免規制法による合理化計画による場合	4年以内(3年以内で延長可)に限る	
			②新株の配定による場合 ③担保権実行, 代物弁済受領による場合	1年以内に限る	
	共同行為	第11条但書	経済企画院長官が認定する産業合理化, 不況克服, 産業構造の調整, 中小企業の競争力向上, 取引条件合理化のための共同行為		
		第12条	共同行為認可の手續		
	再販売価格維持	第20条②	大統領令で定める著作物, および経済企画院長官が指定, 告示した品目		
国際契約	第23条但書	経済企画院長官が認定する国際契約			
適用除外(第12章)	第47条 第48条 第49条	①法令による正当な行為 ②無体財産権の行使行為 ③一定の組合の行為			

③ 公正取引委員会の構成と機能 (*は86年に追加)

項 目	内 容	条 文
1. 設 置	経済企画院内に設置	第26条
2. 構 成	委員は委員長1人を含む5人(常任3人, 非常任2人) 委員長は経済企画院長官が兼任可能	27 28-2
3. 資 格	① 公正取引に関して実務経験がある2級以上の公務員 ② 10年以上勤務した判事, 検事あるいは弁護士 ③ 法律学, 経済学または経営学を専攻した副教授以上の大学教授 ④ 企業経営, 消費者保護活動に10年以上経歴がある者	28-1
4. 任 命	経済企画院長官の申請によって大統領が任命	
5. 任 期	委員の任期は3年, 1期に限り連任可能	29
6. 身 分	禁固以上の刑, 心身衰弱によって職務遂行不可能の場合以外は免職不可能 罰則適用においては委員は公務員に擬制	30 36
7. 機 能	① 競争制限を内容とする法令の制定・改正の事前協議 ② 市場支配的事業者の指定, 不正取引行為の指定 再販売価格維持可能商品の指定, 不当な国際契約の範囲指定 ③ 違反行為の是正措置に関する事項の決定 ④ 課徴金納付命令に関する事項の決定 ⑤ 会社の合併または設立無効の訴の提起 *⑥ 共同行為の認可に関する事項の決定 *⑦ 表示・広告に関する基準, 事業者団体の遵守すべき指針の作成に関する事項の決定 *⑧ 公正競争規約の審査に関する事項の決定 ⑨ 異議申請の処理に関する事項の決定 ⑩ 告発に関する事項の決定 ⑪ 経済企画院長官が委員会に付議した事項の処理	31
8. 組織・運営	組織・運営に関する事項は大統領令で定める 違反事項の調査, 事前審査などのため審査官を置く	37 38
9. 議 決	委員会の議決は在籍委員3人以上の賛成で決定 議決事項は原則的に公開 違反事項審議前に利害当事者の意見陳述 議決事項には委員が記名・捺印	32 33 34 35

このように今回86年の改正は、独禁政策の強化、それも独占状態（経済力の集中）規制をもちこんだことで、非常に大きな前進であったことは再言を要しないであろう。

そこでこの改正に対して筆者は次の3点で関心を寄せている。

第1は、80年代の「民間主導型」経済への移行に関連してのものである。「官（政府）」に対して、「民間」を定立させれば、この移行は、国、公営企業の民営化、政府持株の放出そして、政府介入を排除して市場機能を重視することを意味するといっただけであろう。そもそも、「官主導」「民間主導」の語のあいまいさは、これらの語がはたして有意義であるのか疑わしいほどであった。

いまや独禁政策の強化に照らせば、「民間主導型」への移行とは、民間の中でも市場機能に反するものは規制するという市場機能そのものの回復や維持と解してよいであろう。

そこで、第2に独占状態、端的には財閥をどこまで規制しうるのかの問題となる。おそらくこの点が衆目一致しての最大の関心事でもあるが、経済力集中規制の新条項には経過措置期間が設けられているので、一定の判断を下すのは今年以降の本格的な適用をまって先にのばさざるをえない。

第3には、法の運用による実効性を問うとき、独占禁止政策がめざすところの市場メカニズムの維持、自由競争の確保とは何をもっていうのかという、独禁政策につきまってきた議論がやはりここでも問題とならざるをえない。

具体的には独規公取法の適用除外に関する問題である。いうまでもなく独禁政策の根幹にまで関わる重要な論点の一つであるが、本稿では、もう少し視野を広げて、市場メカニズム重視という経済自由化政策の中で、何に対してどのような保護がとられているのか、政策の基本的な枠組みを次で追うことにする。

II. 経済自由化の中の保護政策

(1) 工業発展法にみる自由化政策と保護政策

80年代の経済政策の基調が、競争促進政策の強化に示される自由化にあることはもはや前提としてよいであろう。しかし、自由化が基調であるということは何もかもを市場メカニズムに委ねようということではなく、当然、政府の保護を要するものにはそれにふさわしい施策が構じられている。

まずは、独規公取法の適用除外のカルテルを認めている工業発展法（1986年7月1日施行）についてみていこう。

同法は、60年代（とくに後半）に相次いで制定された、繊維、機械、電子、造船、石油化学、鉄鋼、そして非鉄鉄属工業それぞれの育成法もしくは振興法を統合したものである。個別業種ごとに、保護、育成を目的に、税制（租税、関税の減免）と政策金融（低利、長期資金、とくに外資の優先的配分）を主軸とする従来の政策は極めて大きな役割を果たし（表6）、高度成長に導いた要因の一つといっても過言ではない。

工業発展法は、個別業種ごとの育成法にもとづく機械工業振興基金、電子工業振興基金そして繊維工業近代化基金（一部）を同法による工業発展基金に組み入れてはいるが、単に個別の育成法を一本化したにとどまるものではない。すなわち個別の育成法の廃止によって従来の産業（企業）の保護・育成政策を大幅に打ち切るという点で、これもまた自由化政策に相当するといっただけよい。

しかし同法の目的は、条文にならえば、工業の均衡的発展と合理化促進であるが、具体的には、産業構造調整を時限的に行うことがこの法の主内容の一つ（他は後述）である。

すなわち、合理化の促進（第2章）とは、事業者（団体も含めて）の自主的な努力によっても及ばないときに、事業者の申請を受けてか、または商工部長官の権限で、同長官が合理化業

表6 重要産業支援実績 (1978年) (単位:百万ウォン,%)

産 業	輸出に対する 利子補助額	輸出に対する 直接税減免	輸出に対する 実効保護率 ⁽¹⁾	国内販売に対する実 効保護額(率) ⁽²⁾
重 要 産 業	32,363.6	44,142.4	16.4	188,860.4 (35)
鉄 鋼	5,981.7	10,370.6	19.5	△93,013.2(-28.1)
非鉄1次製品	494.5	649.2	11.3	6,086.6 (18.1)
化 学	621.5	1,548.8	24.4	15,500.3 (33.4)
機 械	4,807.2	2,460.4	13.3	139,998.5 (39.7)
造 船	1,307.3	8,879.1	6.2	2,832.2 (44.0)
電 子	19,151.4	20,234.3	27.6	117,456 (80.0)
全産業平均 (食料と煙草除外)			2.3	- (3.6)

注(1) (利子補助額+直接税減免) / 国際価格輸出版売附加価値

(2) (国内付加価値+国際付加価値) / 国際価格国内販売附加価値

出所: 南宗鉉「産業政策転回の基本方向」(機械工業振興会『国際収支防禦のための産業政策研究報告書』)。但し、全国経済人連合会編『韓国経済政策四十年史』p.811より引用。

種を指定すると同時に業種別に合理化計画を樹立, 実行するという内容のものである。そしてこれにもとづく事業提携と共同行為に対しては独規公取法は適用されない(第26条第1項)。

第5条にある合理化業種指定要件をみると, 国際競争力確保のため(第1項)と構造的不況による(第2項)とに分けられている。

工業発展法施行と同時になされた最初の合理化指定は表7の7業種である。このうちの1資調整4業種は, 従前からの重化学工業投資調整の継続であり, 延長の必要性が認められたものである⁽¹⁰⁾。

こうした独規公取法の適用除外となる合理化政策, とりわけ不況カルテルは明らかに競争促進政策を部分的ではあるにせよ否定し, ひいては自由化に逆行するものである。自由化政策の中での保護政策は, この工業発展法による国内産業調整だけではないが, それらは後でたち戻ることにして, 工業発展法の性格づけ, すなわち, 自由化政策と保護政策の両要素をもつことについて, もう少し言及しておこう。

これまで述べたように, 個別育成の廃止により誕生した法であること, 一方, 不況カルテルを含む合理化促進を内容にもつことは, すでに

両要素の指摘に他ならないのだが, 法の内容とさらには運用と関連するところでも両面性を示すことができる。

まず, 個別育成法を統廃合した上で, 80年代の半ばに改めて, 工業の発展を図るというこの法は, 政府のなすべき施策(第3条第2項)からして, 合理化政策よりももう一つの工業技術と生産性の向上(第3章)に関する施策の方に一層のこと重要な意味がある。

工業技術および生産性向上のために, 韓国生産性本部や研究機関, 大学などをいわば総動員することが政府の工業発展施策であるとした点は, 従って, 従来の工業育成政策が産業=企業(あるいは起業)への直接的保護を主としたものから, 間接的または迂回的な手段への変化といえるであろう。このことから, 同法の制定は経済自由化の一環であるとみなしうるのである。

他方, 個別育成法による支援がすべて廃止されたわけではないし, さらに, 従来のような個別の育成法が, 今後制定されないことを約束するものではない。

事実, ソフトウェア開発促進法の制定について政府で検討されているが, ソフトウェア振興委員会の新設, 振興計画の樹立, 団地造成, 開

(10)このとき, 発電設備, 電子交換器, 銅精錬の3業種は指定されず, 投資調整を解除された。

(11) 『統一日報』1987年10月1日付。

表7 工業発展法による産業合理化

	指定業種	指定理由	主要支援内容	期間
投資調整	自動車	国内外市場での過当競争防止	新規参入制限および製品別専門化	3年
	ディーゼルエンジン (320馬力以上)	過当競争防止	同上	3年
	重電機器 (154KV以上)	経営正常化支援	同上	3年
	建設重装備	同上	同上	2年
構造不況	織物	国際競争力回復	老旧施設廃棄、代替資金支援および新規参入制限	3年
	染色・加工	同上	同上	2年
	合金鉄	操業安定維持	品目間生産調整、設備代替資金支援および新規参入制限	3年

資料：『経済白書』1986年版，pp.232-233

発準備金の新設など、その内容はかつての育成法の復活というべきものである。これについて、対外的配慮とともに工業育成政策の基本からしても、別途立法化するよりも工業発展法を活用することが考えられているという⁽¹¹⁾。

工業発展法の制定がその内容からしても脱保護化政策であって、従って工業政策の基本的方針も自由化に沿うものへ転換したとみなせるにしても、政策の実態からの検討が必要だという当然すぎることを、すなわち、工業発展法自体が運用次第ではかつての育成法になる余地を残していることを、示唆している。

ソフトウェア産業が新しい分野であることを考慮すれば、もし、工業発展法をしてソフトウェア開発促進法を事実上兼ねることになれば、工業発展法は、構造的な不況業種という衰退産業の保護と、新規の幼稚産業の育成という二面からの国内産業保護政策ということになる。

合理化促進とともにこうした育成法への後戻

表8 輸入自由化の推移

	総品目数 ⁽¹⁾ A	自動承認 品目数B	制限承認 品目数	禁止品目数	自由化率 B/A(%)
1967 ⁽²⁾	1312	766	436	110	58.4
1971	1312	720	519	73	54.9
1975 ⁽³⁾	1312	639	602	71	48.7
1977	1097	561	484	52	51.1
1978 ⁽⁴⁾	1097	712	385	—	64.9
1980	1010	693	317	—	68.6
1981	7465	5579	1886	—	74.7
1982	7560	5791	1769	—	76.6
1983	7560	6078	1482	—	80.4
1984	7915	6712	1203	—	84.8
1985	7915	6945	970	—	87.7
1986	7915	7245	670	—	91.5
1988 ⁽⁵⁾	7915	7548	367	—	95.4

出所：1967～78年は『経済白書』1979年版，p.244

1980年以降は同，1987年版，p.300

注(1) 1967～75年はSITC基本項目，1977～80年はCCCN 4ケタベース，1981年以降はCCCN 8ケタベース。CCCNベースでは関税率改編によって品目数に変動が生じた。

(2) 67年4月15日にGATTに加入，同年7月25日をもって，ネガティブ・リストシステムに移行した。表中の数字はいうまでもなく，移行後のものである。

(3) ネガティブ・リスト移行後，最も低い輸入自由化率を示した。

(4) 78年中，4月15日，7月18日の2度にわたって，大幅な輸入自由化がなされた。

(5) 予定値。

りの可能性があることには十分注意すべきではあるが、工業発展法の趣旨、すなわち自由化政策への転換としてもつ意味は、独占規制の強化とあわせて正当に評価されるべきであろう。

(2) 輸入自由化の中の保護政策

経済自由化の促進は、輸入の自由化にも示されている。輸入自由化は、70年代後半、とくに78年における151品目の自由化によって著しい進展がみられた。その後、80年代に入って年々、自由化がはかられ、しかも70年代後半をしのぐペースでなされた(表8)。

80年代の輸入自由化は、通商摩擦、端的にはアメリカからの市場解放圧力が働いていたのも事実であるが、市場支配的事業指定品目を選定基準に含めたことに示される如く、独占規制を促進する目的をもっている点に注意を促したい(表9)。もちろん、輸入自由化をおし進める中で、対日入超構造に対して輸入先の多角化が“行政指導”されているのも事実であるが、もう少し明示的なところで、輸入自由化と同時に国内産業の保護対策もまた当然ながら整備された。

表9 独寡占品目の輸入自由化

	1984	1985	1986	1988
総品目数 A	254	326	326	326
自動承認品目数 B	198	244	296	322
制限品目数	56	82	30	4
自由化率 B/A (%)	76.6	74.8	90.8	98.7

出所：『経済白書』1985年版、86年版。

1986年末公布(87年7月1日施行)された対外貿易法は、貿易取引法、産業設備輸出促進法、そして輸入組合法の三法が統合されたものであるが、貿易立国たる韓国の貿易政策の基本の法である。ということはとりまなおさず、工業発展法と並ぶ二大産業政策の一つといえることができる。そこで、同法の内容を検討しておこう。

まず「自由かつ公正な貿易」を原則(第2条)とし、貿易制限は相手国に特別の事情(戦

争など)があったときと、相手国からの差別的な政策への報復として行うときに限られる(第4条)と明記し、輸出入の秩序維持(第5章、第44~54条)では、国際的な貿易ルールにのっとり、つまり「公正」にも十分留意されている。

自由かつ公正な貿易原則は、輸入による国内産業への打撃があったときには輸入制限も含めて保護手段を講じること(いわゆるセーフガード条項)を排除するものではなく、むしろ当然のこととして、とりわけ昨今では国際的にも容認されている。

この法でも、第4章「輸入による産業影響調査」でセーフガードについて定められている。

それによると、あくまでも業者や労働組合などからの提訴をうけてから調査すること(第33条)、ただし調査中でも暫定措置は講じうるとし(第35条)、輸入制限のほかにも当該業種を合理化業種に指定して支援するとしている。調査には提訴が必要で商工部長官の職権は、調査中の暫定措置にとどまり、また状況が回復しだい「即時」措置を解除すること(第36条)など、保護色を極力控えたものといえる。

他方、輸入承認に際しては外貨獲得用原料・機械を優先するという規定(第23条)と、次の2つの輸出促進策が含まれていることを見逃してはならないであろう。

1つは産業設備輸出促進法をひきつぐもので、海外建設、プラント輸出に関しては、従前からの基金による助成が続けられる(第4章第2節)。

もう1つは、中小企業の貿易を総合貿易商社の指定を通じて支援するというものである(第13条)。

要するに、対外貿易法においては自由かつ公正な貿易原則の中でも、セーフ・ガード、外貨獲得基金による輸入承認の順位づけ、そして海外建設と中小企業の輸出促進、これらを保護・支援すべきことが定められている。これらが貿易政策における保護のすべてではなく、関税および非関税障壁にも注意を要するが、少なくと

も同法では輸入制限措置は極力排されているといえよう。

(3) 中小企業保護政策の意義

工業発展法と対外貿易法の検討から、市場メカニズムを重視する自由化政策の中にも保護措置があることを示してきた。これらに続けて、中小企業創業支援法（1986年5月12日公布・施行）について、それが自由化に逆行するものかどうかを中心に考察してみよう。中小企業創業支援法については、韓国の中小企業政策の変遷⁽¹²⁾からも考察されねばならないが、ここでこの課題は、80年代の経済政策としてどのような意味をもつかである。

まず名称にそむかず、中小企業育成がこの法の目的であることは事実であるが、具体的には第1条（目的）にもあるように「とくに」農漁村地域での中小企業設立の促進によって地域間の均衡的成長をも期すものである。そのために、技術集約型中小企業とともに農漁村地域の中小企業に対して、創立手続きを簡略化した上、法人税、所得税、取得税、財産税、登録税減免の道が開かれている。（第25条）。

同法による支援の方策はもうひとつ、創業支援基金を通じるものである。すなわち、中小企業創業投資会社（および組合）と中小企業相談会社への支援（融資）、それに商工部長官を長とする創業支援審議会が認可した事業への支援である。

要するに、中小企業の創業を促すために、創業投資会社や相談会社を活用する新しいタイプの中小企業政策を打ち出し、さらに中小企業の中でも技術集約型産業と農漁村地域という選別的育成を図っているのがこの法の特徴である。

選別的育成という点にあまりこだわらず、中小企業の創業支援ということをもっぱら評価の対象とすれば、起業機会を増大させることは、

一般的には競争促進につながるとみてよい。

それでは、技術集約型および農漁村地域という選別基準はどうか。

地域間格差縮小政策としての農漁村での中小企業の創業支援は、地域間格差是正をめざすこと自体においては、自由を代償とするに値するとひとまず述べておこう。格差是正、あるいは地域間の均衡的成長が、農漁村の工業化を必要とするかどうかは農漁業振興の方向性とも結びつけて考察されねばならず、ここでは留保せざるをえない。

経済全体にとって競争促進的ではあっても、選別的育成は、特定の産業や地域を利するという点で自由競争に反する性質のものである。こうした場合、保護の程度によって評価が変わることもあるが、経済全体の利益からみて保護政策を、是認することもできる。ここでは、中小企業の創業促進が経済全体の競争促進に利するという点の方を重視したい。

すなわち、これまでの工業化過程で中小企業は、開発戦略の中核はおろか「後衛」としても保護、育成の対象になることは少なかった。70年代の半ばを過ぎてようやく、選別的育成、系列化促進という積極的な中小企業政策が始まったが、経済力の集中と独占的市场構造への規制が80年代に必要とされる状況からしても、競争促進に沿う限り、中小企業の創業支援は経済自由化政策の理念に対立するものではなく、従って方法上の逆行は必要悪とみなすことができる。

以上、80年代の経済自由化政策を独占規制、競争促進という軸に沿って、基本となる法令をもとに考察してきた。もちろん、「民間主導型」への移行には、文字通り、国営、国有、または公共企業の民営化促進という局面もみられたが、はじめに述べたように、これまでその側面にとらわれすぎていた上に、「民間」が「官」に対

(12) 70年代を中心にしたものとしては、拙稿「韓国の経済成長と中小企業」（『世界経済評論』1983年1月号）参照。尚、三満〔17〕に、中小企業基本法、中小企業事業調整法、中小企業協同組合法、中小企業系列化促進法および

中小企業振興法が訳されている。拙稿「韓国の産業構造と中小企業」（『韓国経済分析（経済評論臨時増刊）』、日本評論社、1988年3月、第5章）も参照されたい。

表10 階層別所得分布と所得集中度

(単位：%)

十分位階層	1965	1970	1976	1982	1984
1	1.32	2.78	1.84	2.56	2.43
2	4.43	4.56	3.86	4.30	4.34
3	6.47	5.81	4.93	5.46	5.52
4	7.12	6.48	6.22	6.48	6.58
5	7.21	7.63	7.07	7.51	7.60
6	8.32	8.71	8.34	8.73	8.84
7	11.31	10.24	9.91	10.03	10.27
8	12.00	12.17	12.49	11.94	12.15
9	16.03	16.21	17.84	14.94	15.22
10	25.78	25.41	27.50	28.05	27.06
ジニ係数	0.3439	0.3322	0.3908	0.3574	0.3567
十分位分配率	19.34/41.81	19.63/41.62	16.85/45.34	18.80/42.99	18.87/42.28

(注) 十分位分配率 = $\frac{\text{下位40\%所得階層の所得占有率}}{\text{上位20\%所得階層の所得占有率}}$

資料：韓国開発研究院

出所：『経済白書』1986年版，p.439

置される言葉であることが災いして、政策転換の本質が不鮮明化されてしまっていた。というより、84年の独規公取法施行令改正と下請取引に関する法律の制定、さらに86年の独規公取法改正および中小企業創業支援法の制定に至って、ようやく80年代の経済政策は、市場メカニズムをとり込もうとするものであることが明らかになったのである。

もちろん、輸入に対するセーフガードという消極的なものは別にしても、今後の戦略的産業に対する積極的な支援などから、「民間主導型」への移行といおうが、経済自由化といおうが、どちらも大差はなく、基本的なところは何ら変わっていないとするむきもある。

しかし、79、80年の不況と混乱の中で確信された構造的改革の必要性は、純粹に経済的な問題のみに根ざすものではなく、むしろ、社会的不満の根深さに由来することを指摘しておかねばならないであろう。

全斗煥政権が、所得分配の不平等化の事実を指摘し(表10)、そして事あるごとに、社会正義、社会福祉を政策課題として公言してきたのは、社会的安定を考えるなら当然のことであった。

1982年に始まった第5次5ヵ年計画は、従来の「経済開発5ヵ年計画」から「経済社会発展

5ヵ年計画」に改称された。全政権の登場が、「ポスト朴」をめぐる混乱の中で強引に体制維持を図ったものであることに照らせば、一連の政策転換は、社会的、経済的不満を既存の経済体制の中で解消させることを狙いとするものである。

独占規制政策は、市場メカニズムこそ最も効率的だという確信のみにもとづいていたにせよ、経済的不平等に対する社会的不満を少なからず吸収しうるものである。

それにしても独規公取法の制定と改正を80年代の経済政策の中心とするのは、過大視しすぎであるという批判もあろうが、上述のような全政権の立脚点を前提にして次節の内容をみればあながち的はずれでないことが理解されよう。

次節に、労働政策と社会政策をとり上げたのは偶然でもなければ恣意的でもない。経済政策の転換と並行して、まさに資本主義経済における国家の安定化政策が、そこにみられるからである。

III. 労働政策および社会政策

1980年代の韓国を転換期としてとらえるのは、くり返しになるが、「原蓄国家」あるいは「開発独裁」といわれてきた60、70年代に対して、

表11 労使協議会と労働組合の概況

			1970	1975	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985
労使協議会	設置状況	A対象事業所数 ⁽¹⁾	1536	9302	13256	5189	7315	7423	7625	8293	8843
		B設置事業所数	1124	8940	12780	4772	4720	4756	4845	5310	5627
		B/A設置率(%)	73.2	96.1	96.4	92.0	64.5	64.1	63.5	64.0	63.6
	協議会開催件数		-	-	-	-	37905	24180	23786	19187	21631
	処理事項 (構成比・総件数)	生産性	-	-	-	-	16.1	18.6	22.2	21.2	15.2
		勤労者福祉増進	-	-	-	-	26.7	29.9	29.4	25.9	31.2
		教育訓練	-	-	-	-	5.2	4.2	4.7	6.4	4.5
		労使紛糾予防	-	-	-	-	2.2	2.4	2.0	2.4	2.8
		苦情処理	-	-	-	-	21.5	14.8	11.8	12.9	7.0
		安全保健	-	-	-	-	7.7	7.8	10.1	10.8	10.3
その他		-	-	-	-	20.5	21.9	19.9	20.5	28.9	
合計	構成比(%)	-	-	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	件数	-	-	-	-	99480	66600	65322	69216	60627	
労働組合	C組織対象者(千人)	2281	2829	4461	4516	4649	4878	5213	5586	5943	
	D組合員数(千人)	473	750	1088	948	967	984	1009	1011	1004	
	D/C組織率(%)	26.7	26.5	24.4	21.0	20.8	20.2	19.4	18.1	16.9	
	単位労組数 ⁽²⁾	(3482)	(4073)	(4947)	2618	2141	2194	2238	2478	2534	

注(1) 労使協議会法施行(1980年末)までは、1963年の労働組合法第6条の規定にもとづいて、行政指導を通じてなされていた。

(2) 1980年末の労組法改正までは、産業別組織を中心としていた。1970,75,79各年の()内の数は、当時のそれぞれ16, 17, 17産別労組の支部(それぞれ419, 488, 553)と分会(同3063, 3585, 4394)の合計。

資料：労働部

出所：『経済白書』1981年版, 1987年版

いまや、資本主義経済をいかに効率的かつ安定的に維持するかが経済開発に劣らず重要性を持ち始めたからである。労働政策と社会政策にみられる国家の安定化機能を、経済政策に対する補完的な役割におしとどめてしまったのでは、これまで経済開発において発揮されてきた政府の役割もまた正しく評価できなくなるとさえ思われる。

N I C sは20世紀後半の世界経済における現象であるとともに、ポスト植民地体制下の新興独立国が政治的主体として立ち現れて生じた過渡的現象である。過渡的と形容せざるをえないのは、資本主義経済の安定装置機能が今ようやく整い始めたばかりだからである。N I C s(韓国)を再評価するにさいしても、80年代の労働政策と社会政策は不可欠のファクターであ

るとさえ言いうるのである。

(1) 労使協議会と最低賃金制度

80年代の労働政策は、1980年末の労働四法(勤労基準法、労働組合法、労働争議調整法そして労働委員会法)の改正と、同時に労使協議会法の制定にその方向性をみることが出来る⁽¹³⁾。

労働四法改正点の逐一について検討しないまでも、主だった点は述べておこう。

まず、労組法と争議調整法の改正は明らかに組合活動を制限するものであったことは確認しておきたい。すなわち、労組法では企業別組織中心とすることを明文化し(それまでは産業別組織が主体)、組合設立要件を厳しくし、ユニオン・ショップ制を廃した。運営面では、役

(13) 琴 [10] は50年代からの労働政策をサーベイし、1980年の改正点を示している。尚、80年改正の勤労基準法の全文も付されている。工藤 [9] には同じく改正・労働

争議調整法がある。尚、古田裕繁 [6]、梶村秀樹 [7] 参照。

員の兼任禁止、団体交渉はもとより設立等にさいして“第三者”の介入を禁じた⁽¹⁴⁾。

争議調整法では、政府・公共企業および防衛産業の勤労者の争議禁止と、争議行為は当該事業場に限りという二条項の新設などである。

労働組合に関連して労使協議会法の内容は、80年代の労働政策の方向を見定めるときには必ずみしておく必要があろう。

労使協議会の設置は、すでに朴政権誕生後の労働組合法改正(1963年)のとき、その第6条に定められていた。74年12月には、「行政指針」で労組の有無に関わらず、従業員30人以上の事業所を対象に設置が指導された。表11をみると、70年代後半に、対象事業所数の拡大とともに高い設置率を達成している。

80年末に労使協議会法が制定され、対象事業所数が急減したのは、労使協議会法の対象を、主に製造業で、常時従業員300人以上もしくは労組のある事業所に範囲が狭められたからである。

設置比率ではさほど大きな変化もなく、適用対象がせばめられたとはいえ、80年以前は協議会の活動等については何ら他に規定も規制もなかったため、設置したというだけにとどまるものであった。

ひるがえって同法では3ヵ月ごとの定期会議を義務づけ、また苦情処理委員会の設置を全事業所に義務づけてもいる。同法が定める協議事項をみると、労働者の経営参加と争議の予防が同法の目的であることがわかる。しかも、この法でも第三者の介入禁止が定められており(第27条)、労組法と同じくこれに違反した者は、厳しく処罰される(第30条)。さらに、勤労委員のみに適用される欠格事由(第9条)、労働部の介入(第18条)などが示すように、同

法は、政府と使用者サイドから労使協調を促進し、目的とする「産業平和」へ導こうというものである。

第5条には、労働組合の活動は、この法に何ら影響されないと定められてはいるものの、同時になされた労組法の改正などからみても、80年末における労働政策の転換が、労働組合の組織率の低下を招いたのは事実であろう(表10)。

この直前の80年9月に、非常時における勤労者団体交渉権規制を第9条で定めた「国家保衛に関する非常措置法」(1971.12.19)が廃止されている。このことも、集团的労働関係においては争議の予防、労使協調を積極的におし進めるという80年代の労働政策と無関係ではなからう。

ともあれ、昨夏、激しい労働争議が全国的に広がったあと、労使協議会法施行令の改正によって、対象を農業を除く全業種に拡大し、さらに従業員数も100人以上から50人以上へと引き下げられる予定と伝えられている⁽¹⁵⁾。

おそらく今後は労使協調、あるいは“宥和”による労働政策が続けられるだろうと予想される。誤解をおそれずにうがった表現をすれば、70年代の労働政策が強圧的であった⁽¹⁶⁾のに対して、80年代は“懐柔”にも重きをおくことであろう。

さて、80年の法改正が労働組合に関するものが主であったため、集团的労働関係を中心にみてきたが、88年1月1日施行される最低賃金法は、個人的労働関係について考察するのに最適であろう。

最低賃金についての規定は、勤労基準法の制定時からあった(第34、35条)。しかしそこでは、「定めることができる」とされていたにすぎず、殆ど何の効力ももつものではなかった。

(14) 「第三者の介入禁止」(労組法第12条の2)は、労働運動を目的に企業に入る者で、とくに大学卒あるいは在学中の場合ともに中・高卒のブルーカラーとして入ってくる例が70年代からよくみられており、これらの「偽装就業者」といわれる者を排除しようとしたものである。この規定は、上部団体への委任まで含みかねないため、86年末、上部団体は第三者の介入にはあたらないという但

書をつけて区別された。なお、三満〔13〕〔14〕参照。

(15) 『統一日報』1987年11月13日付。なお、昨夏の争議については、ソウル労働運動連合編、梁官洙訳・解説『全記録 ソウル労連』拓殖書房、1988年を参照。

(16) 清水敏行「朴維新体制と労働統制の展開」(1)(2)(3)(『北大法学論集』第36巻第5・6合併号、第37巻第4号、第38巻第2号)。

最低賃金法は、使用者への罰則（とくに最低賃金制の“悪用”に厳しい）にうかがえるように、また、当初は10人以上の事務所が対象とされるがいずれ5人以上にまで広げられるなど、制度の徹底化を期待することができる。

他方、適用除外労働者（第7条）とは別に、18才未満で就業から6ヵ月未満の者の金額は別途に定めうるという規定（第5条第2項）がある。これに従えば、18才未満の者の例えば初任給は、通常の最低賃金以下にとどめおかれることになる。高校進学率はすでに90%を越えているとはいえ、少なくとも学歴間の賃金格差解消にプラスになるものではない。この点は、現行法のおそらく最大の問題点であろう。

ところで、最低賃金制度の確立は、生活保護制度とも関連して一般に福祉政策の基本とされているが、金額いかんによっては全く無意味になる場合もある。初年度については12月15日までに金額が呈示されねばならず、（経過措置によるもので、通常は11月30日まで）、タイムリミットぎりぎりまで激しい労使攻防が続けられた。

勤労者側は繊維など12業種で14万9000ウォン、残り18業種を15万5000ウォンとおおむね15万ウォンを示し、一方、経営側は10万ウォンを呈示した⁽¹⁷⁾。

後でもみるように、これまでは10万ウォンが最低生計費であったが、昨夏の争議後の賃上げ（平均20%）で、10万ウォン以下の労働者は6万2901人から、8月末には2万9751人に半減している⁽¹⁸⁾。罰則もある厳しい法であるだけに、かえって使用者側に妥協の余地を残さず、結果的にみても労働者側の満足のいく水準であった

とはいい難い。

初年度の決定は次年度以降にも影響を及ぼすだけに、同法を制定したという事実を過大評価することは危険きわまりないものの、個人的労働関係における労働者保護政策たりうる可能性をもつ法として、やはり韓国の社会政策の充実化の第一歩であることは確かであろう。

最低賃金法のみならず、1980年の労組法改正では労働組合に一定比率で労働者福利厚生に組合費の一定比率（10-15%）の使用が定められたこと、産業安全保健法（1981年12月31日制定、1982年7月1日施行）による作業環境の向上と健康管理、災害予防のための安全措置などは明らかに労働者に益するものである。80年代の労働政策は、個人的労働関係では総じて労働者にとって望ましい方向へ進められているといえる。集团的労働関係における“宥和”政策が同時になされていることには十分留意すべきであるが、最低賃金制度の導入は、次にみる社会福祉政策の進展と同様、80年代の韓国の政策が、“成長至上主義”といわれてきた頃のそれとは、明らかに一線を画することを物語るものである。

（2）社会保障制度の進展

社会福祉制度に関する最初の法令は、1961年

表12 絶対貧困人口⁽¹⁾の変化
(対前人口比:%)

1965	1970	1980	1985	1991 ⁽²⁾	2000 ⁽²⁾
40.9	23.4	9.8	6.8	5.3	3.9

注(1) 最低生計費以下の者。1985年では、4人家族で月11万8000ウォン以下。生活保護対象の零細民は本文の注(19)の通り。

(2) 計画値

出所：『経済白書』1986年版，P. 467

(17) 勤労側は労総算出の都市勤労者最低生計費22万2043ウォンをもとにしたもの。経営側は、製造業労働者の平均賃金の50%（日本の40%を参考に）というもの。労働部と韓国開発研究院の共同算出したところでは、標準生計費は、単身者が11万ウォン、4人家族で31万6000ウォンになっている。なお李憲琦労働部長官は国会(10月16日)で、最低賃金制の導入で15万ウォン以下の低賃金労働者48万6000人という数字が相当減ろう、と“15万ウォン”以下を意識する答弁をしている。『統一日報』1987年11

月7日付)。なお三満 [15] [16] 参照。(付記：本稿脱稿後、最低賃金審議会が公表した標準生計費は、18才独身男子で11万3079ウォン、5人家族で37万6000ウォンである。労働部の調査である、20才以下の平均12万7235ウォンをもとにしたというが、都市勤労者家計の平均収入56万2100ウォンを相当下回るものである——同前紙、1987年12月18日付)。

(18) 同上紙。

表13 生活保護適用対象者
(対全人口比:%)

	生活無能力者		零細民	合 計
	居宅保護	施設保護		
1975	1.1	0.1	2.6	3.8
1980	0.9	0.1	3.9	4.9
1984	0.7	0.1	5.5	6.3

出所：1975,80は李[12] p.35
1984年は権[11]上, p.184

の生活保護法であり、生計保護制度がそれによって確立された。次いで68年7月に「自活指導に関する臨時措置法」により、「零細民」⁽¹⁹⁾への就労事業が始められた。

一方、63年の「社会保障に関する法律」は、目的(第1条)、定義(第2条)、社会保障事業の管掌と内容(第3条)、審議委員会の設置(第4・5条)、関係行政機関の協力(第6条)、施行令(第7条)からなる簡単なものであったが、いずれも原則の域を出ないのみならず、要めとなるべき第3条(社会保障事業の管掌と内容)の第3項は次のごとく明らかに留保の余地を公言したものである。

「社会保障事業は国家の経済的実情を斟酌して、順次、法が定めるところにより行なう。」

1963年は、前年に第1次経済開発5ヵ年計画が始まったばかりという年である。表12によると、65年において、人口の約4割が最低生計費に達しない「絶対貧困人口」であったが、85年には6.8%まで低下したことがわかる。一方、次の表13をみると、75年以降生活無能力者にさほど大きな変化はなく(ほぼ40万人前後)、生

活保護対象は零細民の増大によって拡大している。前表と表13をもとに、80年代の半ば頃に生計保護が、「絶対貧困層」をようやくカバーするに至ったといえるであろう。「絶対貧困人口」は「零細民」と「生活無能力者」の合計、すなわち生活保護対象となるべき層とみてよい——李[12]。

すなわち、1982年7月には、零細民総合施策が樹立され、同年12月に成立した(新)生活保護法(1983年7月1日施行)の第7条(生活保護の種類)でも、「自活保護」が、生計、医療、教育、出産、葬祭と並んで⁽²⁰⁾法的にも認められた結果、(絶対)貧困層が「零細民」として何らかの保護を得たのである。「絶対貧困人口」がすでに全人口の10%以下にまで下がった80年代に至ってようやく、と付加されねばならないが。

ともあれ自活保護(第11条)は、1.自活に必要な金品の支給または貸与、2.技能習得援助、3.就業斡旋、そして4.その他、となっており、自活保護予算の70%(1984年度、292億ウォン中、205億ウォン)が就労事業に充てられている。

自活保護で特に注目しておきたいのは、82年7月の零細民対策で始まった「大都市零細民地方移住援助事業」である。ソウル、釜山両市を対象に、自活保護対象者(世帯)の地方移住を奨励して、二大都市への人口集中の解消をもねらったものである。82年7月開始以来、85年12月までの間に、5015世帯、つまり年間1000余世帯がこれに応じた⁽²¹⁾

(19) 労働能力を有しながらも、失業、低賃金、疾病などにより生計維持が困難な低所得層。労働能力のない者とは

わけて、生計保護の対象とされる(権[11]、李[12])。具体的な基準は下表の通り。
(ウォン)

		1970	1980	1985
月 所 得 (1人当り)	大 都 市	800	20,000	38,000
	中 小 都 市	800	18,000	34,000
	農・漁村	700	16,000	30,000
畑 (1世帯当り)	農・漁村	3段階未満	3段階未満	3段階未満
不 動 産 (1世帯当り)	大 都 市	—	70万	290万
	中 小 都 市	—	70万	260万
	農・漁村	—	50万	230万

資料：保健社会部

出所：権[11]上 p.177および李[12] p.36

表14 生計保護の内容 (1986年)

		施設保護者	居宅保護者
主食	米	432 g	288 g
	麦	138 g	138 g
副食費		350ウォン	250ウォン/世帯主, 一日 20ウォン/世帯員1人, 一日
燃料費		30ウォン	166ウォン(4~10月), 332 ウォン(11~3月)/世帯当り

(注) 特に明記していないものは1人1日当り

資料: 保健社会部

出所: 『経済白書』1986年, P. 461

移住事業は、自活保護を「居住の自由」とひきかえにしたものであるし、また、生活保護の場合も、最低生活費はおろか、最低食料費にも達していない実情であると指摘されている(李[12] P. 36。および表14参照)。

福祉政策のうち、生活保護に関してはこのように問題点を多く残しているが、他方では進展もみられることを示しておこう。

まず、医療について。

医療保険法(1976年制定, 77年1月1日施行)に続いて, 1977年1月4日に「医療保護に関する規則」(保健社会部令第545号)が出され, これにのっとなって, 同年末に医療保護法が制定・施行された。

医療保険の受益者は, 当初, 常時従業員500人以上の事業所の労働者に限られていたため, 全人口のわずか8.6%をカバーするにとどまっていたが, 79年に, 公務員と私立学校教職員, さらに81年に適用事業所が100人以上に広げられ, その後も年々対象者の拡大がはかられた結果, 86年現在, 46.6%が対象者とされている(表15)。

一方, 生活保護の一環としての医療保護法の対象者は, 初年度(77年)の5.8%から, 81年に9.6%, 86年には医療扶助(4.6%)の導入に

よって, 10.1%となっている。

86年現在, 医療保険・保護の対象者は57.1%, 従って42.9%(約1700万人)が未だ医療に関して何ら保障を受けていない。その大半が都市自営業者と農漁民であるため, 88年度に農漁民, 89年度には都市自営業者への拡大により, 90年にはほぼ全国民にまでいきわたる予定である。

保険・保護ともに, 質も問われるが, 大筋, 医療保障制度が確立されつつあることは事実として認められよう。

さて, 社会保障制度で最も注目されているのは, 最低賃金制度と同時に, 今年度から施行された国民年金制度である⁽²²⁾。

韓国の年金制度は, 1960年に公務員, 63年に軍人, そして75年に私立学校教職員において確立された。

勤労者(被傭者)とその他自営業者, 地域住民は, 1973年の国民福祉年金法の対象者とされたが, 同法はついに実施されなかった。

86年末に新たに国民年金法が制定され, 旧法の制定から15年ぶり, 88年1月1日を期して施行された。

すなわち, 84年には, 三つの年金加入者合計は93万4000人, 全人口の2.2%にすぎなかったが, 新しい年金法は, 10人以上の事業所の18才以上を対象(強制加入者)とし, すでに395万206人(同9.5%)⁽²³⁾が加入申告をすませている。

加入妨害をしたり, 申告をしなかった企業者は処罰されることもあり, 対象被傭者の殆ど, 従って全人口の10%程度の加入が見込まれている。

全国民に拡大されるまでには, いま少し時間を要するが, 労働力以外に売るべき何ものをも持たない労働者にとって, 最低賃金の保障がなされ, また老後など労働者たりえなくなったと

(20) 日本はこれに住宅保護が加わっている。

(21) 移住費などの一時金(130万~180万ウォン)の支給のほか, 開業資金融資, 住宅斡旋, 農耕地斡旋なども受けられる。一旦, 移住してのち大都市に再流入すると, 移住費の返還と, ソウル・釜山で5年間, 他の4都市で2

年間, 生活保護をうけられないこととされている。(権[11])。

(22) 関載成ほか『国民年金制度ノ基本構想ト経済社会波及効果』韓国開発研究院, ソウル, 1986年参照。

(23) 『統一日報』1987年11月17日付。

表15 医療保険・保険対象者 (対全人口比：%)

	1977	1979	1981	1983	1985	1986
医療保険	8.6	21.2	29.7	39.3	43.8	46.6
医療保護	5.8	5.7	9.6	9.3	7.9	5.9
(うち全額保護者) ⁽¹⁾	(1.0)	(1.4)	(1.7)	(1.6)	(1.6)	(1.5)
医療扶助 ⁽²⁾	—	—	—	—	—	4.6
合 計	14.4	26.9	39.3	48.6	51.8	57.1

注(1) 生活保護法による居宅または施設保護者, 災害救護法による罹災者, 国家有功者, 人間文化財指定者(第1種保護)。

(2) 医療保護に加えて, 1986年に創設された。第3種とも分類されている(下表参照)。

	医 療 保 護				医療扶助(第3種)		
	第 1 種		第 2 種				
実施年	1977		1977		1986		
適用者数(千人)	643(全人口の1.5%)		1819(同4.4%)		1924(同4.6%)		
対象および 選定基準 (1人当り月 所得の上 限:ウォン)	1. 居宅保護者 (自活保護者と同じ) 2. 国家有功者 8万ウォン 3. 人間文化財 9万ウォン		自活保護者 { 大都市 42,000 中小都市 38,000 農 漁 村 34,000		相対的低所得層 { 大都市 50,000 中小都市 46,000 農 漁 村 42,000		
診療費負担	入院	外来	入院	外来	入院	外来	
	患者	なし	なし	20% (大都市50%)	なし	40% (大都市60%)	3分の2
	政府	全額	全額	80% (同上50%)	全額	60% (同上40%)	3分の1

出所：『経済白書』1986年, p.459

表16 年金制度の現況

		公務員年金	軍人年金	私立学校 教員年金	国民年金		
根拠法		公務員年金法 (1960)	軍人年金法 (1963)	私立学校教員 年金法(1973)	国民年金法 (1986)		
実施年月日		1961, 1, 1	1963, 1, 1	1975, 1, 1	1988, 1, 1		
保 険 率 (%)	本 人	5.5	5.5	5.5	88~92	93~97	98年以降
	国 家 使用者など	5.5	5.5	2.0	1.5	2.0 (法定退職金)	3.0 (同左)
		—	—	3.5	—	2.0	2.0
1984年現在 加入者(千人)		685	132 ⁽¹⁾	117	3950 ⁽²⁾ (4575)		

注(1) 1982年末現在

(2) 1987年11月7日現在の申告者数。()内は対象者総数

出所：『経済白書』1985年版, p.417

きの生活が保障されることがすなわち生存権の保障であることは今更いうまでもない。

その他、心身障害者福祉法、老人福祉法（ともに1981年6月5日制定・施行）もまた、80年代に、韓国の社会福祉がようやく進展し始めたことを示している。中央政府の歳出構造（表17）が、経済サービスから教育、保健、社会保障関係に比重を移しつつあることも確認された。

最後に、消費者保護もまた、86年末に約款の規則に関する法律（鄭〔5〕参照）と消費者保護法（鄭〔4〕）の制定によって、初めて法的根拠が与えられたが、すでに1980年憲法において、消費者保護を明文（第125条）されていたことを付記しておこう。

以上、本節は、労働政策において労働組合規制＝労使協調を軸としていること、最低賃金制度の導入が、国民年金制度とともに、社会保障制度確立の第一歩として、法的根拠のもとに実施されようとしていること、そして、医療保険の拡充、社会的弱者の保護法制について述べてきた。

特に社会保障制度の確立は、今後、所得再分配機能を果してゆくことは期待されるが、まだ

そのスタートラインについたばかりである。

1988年は労働者保護と社会福祉の第一歩の年であり、おそらく将来、88年時点の不十分さの方が重要視されるであろう。あるいはまた、88年に始まったということは、88年まで、工業化が始まって20年以上も顧みられずにきたことがむしろ問われねばならないのかもしれない。

むすび

80年代、というより全斗煥政権時代、経済政策においては独占規制、競争促進を、そして、労働政策においては労使協調を中心軸としていたこと、そして、社会保障制度の確立に向けて前進がみられたこともまた刮目されるべきことなど、転換期を形成する最も重要なファクターとして本稿ではこれらについて考察してきた。

経済、労働、社会という異なる領域の問題を、それも新しく制定された法をもとにして、時代の転換をよみとることに限界もあり、あるいは無謀に近いことかもしれない。

しかし、中進国またはNICsとして最先頭をゆく韓国の経済的・社会的動態は、そのまま、中進国・NICs論に反映するといっても過言ではなく、ここでとり上げた課題の重要性に関してはさほど異論は呈されないであろう。

最後に、来年2月25日発効する新憲法は、第9章「経済」ではさほど大きな変化はみられなかったが、第2章「国民の権利と義務」の中で、次のような条項が新しく加えられた。

- ①最低賃金制度施行（第32条）
- ②女子労働への不当差別禁止（同第4項）
- ③女子の福祉と権益向上（第33条第3項）
- ④老人と青少年の福祉向上（同第4項）
- ⑤身体障害者、生活能力のない者への保護（同第5項）
- ⑥快適な住居生活のための政策（第35条第3項）
- ⑦母性保護（第36条第2項）

いずれも国家に施行、または努力を義務づけている。社会保障政策が少なくとも後退をみることはなく、女子（労働、母性）への保護、福

表17 中央政府歳出の使途別構成 (%)

		防衛	教育	保健	社会保障 費など(1)	経済サー ビス	その他	合計	政府支出の 対GNP比
韓 国	1972	25.8	15.9	1.2	5.8	25.6	25.7	100.0	18.3
	1982	31.3	19.5	1.4	10.5	13.3	24.0	100.0	19.5
	1985	29.7	18.4	1.4	6.7	17.5	26.3	100.0	18.4
日 本	1972	6.8	11.3	1.6	15.1	25.9	39.3	100.0	12.7
	1984 ⁽²⁾	5.7	9.6	0.9	18.1	17.9	47.8	100.0	17.8
シ ン ガ ポ ー ル	1972	35.4	15.7	7.8	3.9	9.9	27.3	100.0	16.8
	1985	20.1	20.2	6.2	6.5	15.0	32.0	100.0	26.3
フ ラ ン ス コ ー ビ	1972	10.9	16.3	3.2	4.3	17.6	47.7	100.0	13.4
	1985	11.9	20.1	6.0	4.0	44.9	13.1	100.0	10.8

資料：世界銀行『世界開発報告』1987年版

注(1) 『世界国勢図会』1988-89年版。またGNP比は1985年。

(2) 住宅、地域環境整備などを含む。

社がいずれ政策日程にのぼることも確かなことといえる。こうした展望もまた、80年代の経済的・社会的変化の確かな手ごたえを感じさせるものである。

〈参考文献〉

1. 趙炳澤「韓国の公正取引法の内容と問題点」『公正取引』370号(1981年8月)。
2. ——「韓国の独占禁止政策の現状とその展開」『公正取引』432号(1986年10月)。
3. ——「韓国『独占規制法』の改正内容とその問題点」『公正取引』449号(1988年3月)。
4. 鄭鐘休訳「韓国消費者保護の制度的改善方案の研究」『民商法雑誌』第82巻第4号(1980年7月)。
5. ——「韓国における約款法の制定」『ジュリスト』No. 893. 1987年9月15日。
6. 古田裕繁「韓国労働問題の現状と課題(上, 下)」『現代コリア』No.263, 264(1986年7月号, 8・9月号)。
7. 梶村秀樹「80年代韓国の労働経済と労働政策」『経済貿易研究所年報』(神奈川大学)No.14, 1988年。
8. 公正取引委員会事務局官房渉外室「最近韓国の独禁政策の動向」『公正取引』409号(1984年11月)。
9. 工藤幸男「韓国の労働法」『秋田法学』第3巻第2号(1984年)。
10. 琴東信「韓国労働基準法」『法学研究』慶応大学法学部, 第54巻第8号(1981年8月)。
11. 権五球・安彰洙, 金永子訳「韓国の生活保護事業の現状と課題」上・下『(四国学院大学文化学会)論集』第64号(1986年), 第65号(1987年)。
12. 李仁之「韓国における社会保障制度の現況」『海外社会保障情報』第63号(1983年9月)。
13. 三満照敏「韓国の労働法改正と労使関係——労働組合法を中心に——」『日本労働協会雑誌』第270号(1981年9月)。
14. ——「その後の韓国労働組合——80年法改正以後の変化を中心に——」同上, 第296号(1983年12月)。
15. ——「注目される労働法改正論議のゆくえ」同上, 第302号(1986年1月)。
16. ——「韓国労働法改正問題と最低賃金制」『ジュリスト』第870号(1986年10月15日)。
17. ——「韓国の中小企業法制」No.1~No.7, 『外国の立法』第24巻第6号(1985年), 第25巻第1, 2, 3, 5号(1986年), 第26巻第1, 2号(1987年)。
18. 中山武憲「韓国における独占禁止法の改正について」『旬刊商事法務』No.903(1981年)。
19. 宋相現, 澤田壽夫訳「韓国の独占禁止および公正去来法」『国際商事法務』第12巻第8号(1984年)。
20. 高木祐一「改正韓国独禁法の特徴および問題点」AIPPI(国際工業権保護協会日本部会月報)第27巻第2号(1982年)。
21. 吉田孝雄「韓国の下請法制定について」『国際商事法務』第13巻第5号(1985年)。

資料

独占規制および公正去来(取引)に関する法律

(1980年12月31日 法律第3320号)
(改正1986.12.31 法律第3875号)

第1章 総則

第1条 (目的) この法律は、事業者の支配的地位の濫用と過度の経済力集中を防止し、不当な共同行為および不公正取引行為を規制し、公正で自由な競争を促進することによって、創意的な企業活動を助長して、消費者を保護するとともに国民経済の均衡的発展を図ることを目的とする。

第2条 (定義) ①この法律において“事業者”とは、製造業、卸・小売業、運輸・倉庫業、建設業その他大統領令が定める事業を営む者をいう。事業者の利益のための行為をなす役員・従業員・代理人その他の者は事業者団体に関する規定の適用においてはこれを事業者とみなす。

②この法律において“企業集団”とは、同一人が次の各号の区分に従い、大統領令が定める基準によって、事実上その事業内容を支配する会社(第1項で規定した事業以外の事業を営む会社を含む)の集団をいう。

1. 同一人が会社の場合、その同一人とその同一人が支配する1以上の会社の集団
2. 同一人が会社でない場合、その同一人が支配する2以上の会社の集団

(1986. 12. 31 本項新設)

③この法律において“系列会社”とは、2以上の会社が同一の企業集団に属する場合、これらの会社を相互に相手方の系列会社という。(1986. 12. 31 本項新設)

④この法律において“事業者団体”とは、その形態の如何を問わず、2以上の事業者が共同の利益を増進する目的で組織した結合体もしくはその連合体をいう。

⑤この法律において“役員”とは、理事・代表理事・業務執行を行なう無限責任社員・監事やこれに準じる者、もしくは支配人など本店

や支店の営業全般を総括的に処理しうる商業使用人をいう。

⑥この法律において“再販売価格維持行為”とは、商品を生産または販売する事業者がその商品を販売するにあたり、再販売する事業者が取引段階別価格をあらかじめ定めてその価格で販売することを強制したり、そのための規約その他拘束条件を付して取引する行為をいう。(1986. 12. 31 本項改正)

⑦この法律において“市場支配的事業者”とは、同種もしくは類似した商品や用役の供給に際して、次の各号の1に該当する場合で大統領令が定める基準に該当する事業者をいう。

1. 競争事業者が存在しないか、実質的に競争が行なわれていない場合
2. 競争事業者との関係で当該事業分野において圧倒的地位を占めている場合
3. 2以上の少数の事業者がその全体で当該事業分野において圧倒的地位を占めている場合

⑧この法律において“一定の取引分野”とは、取引の客体別・段階別または地域別に競争関係にあるか競争関係が成立しうる分野をいう。

第2章 市場支配的地位の濫用禁止

第3条 (市場支配的地位の濫用禁止) 市場支配的事業者は次の各号の1に該当する行為(以下“濫用行為”という)を行なってはならない。(1986. 12. 31 但書削除)

1. 商品の価格または用役の代価(以下“価格”という)を不当に決定・維持もしくは変更する行為
2. 商品の販売もしくは用役の提供を不当に調節する行為
3. 他の事業者の事業活動を不当に妨害する行為
4. 新しい競争事業者の参入を不当に妨害する行為(1986. 12. 31 本号改正)
5. その他競争を実質的に制限したり、消費者の利益を著しく阻害する行為

第4条 (1986. 12. 31 削除)

第5条 (是正措置) 経済企画院長官は第3条の規定に違反する行為がある時には、当該市場支配的事業者に対して価格の引下げ、当該行為の中止、その他是正のために必要な措置を命じることができる。

(1986. 12. 31 本条改正)

第6条 (課徴金) ①経済企画院長官は、第3条の規定による市場支配的事業者が第5条の規定による価格の引下げ命令に応じない時には、当該市場支配的事業者に対して課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。(1986. 12. 31 本項改正)

②第1項の規定による課徴金の算定期間は、価格引下げ命令をした日から当該命令に従い実際に価格を引下げた日(以下“実行期間”という)までとし、課徴金の算定基準は同実行期間に価格引上げの差額で得た収入額とし、課徴金算定方法その他重要な事項は大統領令で定める。

③経済企画院長官は、第1項の規定による課徴金の算定および徴収に関する業務を国税庁長官に委託することができる。

④第3項の場合、課徴金の徴収および滞納処分に関しては国税徴収法の規定を準用する。この場合、“国税”を“課徴金”とみなす。

⑤経済企画院長官は、第1項の規定により課徴金を納付した市場支配的事業者が第45条の規定によって損害賠償をした時には、大統領令が定めるところによってその市場支配的事業者に賠償額に相当する金額を払い戻さなければならない。

第3章 企業結合の制限および経済力集中の抑制 (1986. 12. 31 本項題目改正)

第7条 (企業結合の制限) ①資本金もしくは資産総額の規模が大統領令で定める基準に該当する会社(第1号の規定により他の会社の株式を取得または所有する場合には会社以外の者を含む)は、直接もしくは、系列会社や当該会社と大統領令で定める特殊な関係にある

者(以下“特殊関係人”という)を通じて、一定の取引分野において競争を実質的に制限する次の各号の1に該当する行為(以下“企業結合”という)をしてはならない。ただし、産業合理化もしくは国際競争力の強化のために経済企画院長官が必要と認める場合にはこの限りでない。

1. 他の会社の株式(出資持分を含める。以下同じ)の取得もしくは所有
2. 役員もしくは従業員(継続して会社の業務に従事する者で役員以外の者をいう。以下同じ)による他の会社の役員地位の兼任(以下“役員の兼任”という)
3. 他の会社との合併
4. 他の会社の営業の全部もしくは主要部分の譲受、賃貸または経営の受任、他の会社の営業用固定資産の全部もしくは主要部分の譲受(以下“営業の譲受”という)
5. 新しい会社設立への参与

(1986. 12. 31 本項改正)

② (1986. 12. 31 削除)

③第1項但書の規定により、経済企画院長官が産業合理化または国際競争力強化のために企業結合を認めようとする時には、あらかじめ主務部長官と協議しなければならない。この場合、産業合理化または国際競争力の強化に関する立証は当該事業者がしなければならない。

④会社は、強要その他不公正な方法で企業結合をしてはならない。

第7条の2 (持株会社の設立禁止など) ①何人も、株式所有を通じて国内会社の事業内容を支配することを主たる事業とする会社(以下“持株会社”という)を設立することはできず、すでに設立された会社は国内で持株会社に転じてはならない。

②第1項の規定は、次の各号の1に該当する場合にはこれを適用しない。

1. 法律によって設立する場合
2. 外資導入法による外国人投資事業を営むために設立する場合で、大統領令が定めると

ころにより経済企画院長官の承認を得た場合。

(1986. 12. 31 本条新設)

第7条の3 (相互出資の禁止など) ①一定規模以上の資産総額など大統領令で定める基準に該当する企業集団（以下“大規模企業集団”という）に属する会社で、金融業および保険業を営む会社以外の会社は、自らの株式を取得もしくは所有している系列会社の株式を、取得もしくは所有してはならない。ただし、次の各号の1に該当する場合はこの限りでない。

1. 会社の合併もしくは営業全部の譲受
2. 担保権の実行もしくは代物弁済の受領
3. 失権株の引受
4. 系列会社でない会社が新たに系列会社になる場合

②第1項但書の規定により出資した会社は、当該株式を取得もしくは所有した日から6カ月以内にこれを処分しなければならない。ただし、自己の株式を取得もしくは所有している系列会社がその株式を処分した時にはこの限りでない。

③大規模企業集団に属する会社で中小企業創業支援法による中小企業創業投資会社は、国内系列会社の株式を取得もしくは所有してはならない。

(1986. 12. 31 本条新設)

第7条の4 (出資総額の制限) ①第7条の3第1項の規定による会社（中小企業創業投資会社を除く）は、取得もしくは所有している他の国内会社の株式の帳簿価格の合計額（以下“出資総額”という）が、当該会社の純資産額の100分の40を乗じた金額（以下“出資限度額”という）を超えてはならない。ただし、次の各号の1に該当する場合はこの限りでない。

1. 工業発展法もしくは租税減免規制法による合理化計画または合理化基準に従って、株式を取得もしくは所有する場合。ただし取得もしくは所有した日から4年以内に限る

が、経済企画院長官が必要と認める場合には3年以内の範囲内でこれを延長することができる。

2. 取得もしくは所有している株式に対する新株の割り当て、もしくは当該株式に対する株式配当で新株を取得または所有する場合。ただし、取得もしくは所有した日から1年以内に限る。

3. 担保権の実行もしくは代物弁済の受領によって株式を取得もしくは所有する場合。ただし、取得もしくは所有した日から1年以内に限る。

②第1項で純資産額というのは、直前事業年度の貸借対照表に示された資産の総計から、負債の総計および国庫補助金と直前事業年度終了日現在、当該会社に出資している系列会社の出資金額（所有株式数に1株当たり額面価額を乗じた金額）を控除した金額をいう。ただし、直前事業年度終了日以後に新株の発行、合併もしくは転換社債の転換で純資産が増加された場合には、その増加金額から当該会社への系列会社の出資金額を控除した金額を合わせて計算する。

③第1項の規定を適用するにおいて、会社の純資産額が減少して他の会社への出資総額が出資限度額を超える場合は、超過した日から1年間は超過した日の出資総額を出資限度額とみなす。

④第3項の期間が経過した後、純資産額がさらに減少する場合には、減少した日から1年間は減少前の出資限度額を出資限度額とみなす。その期間経過後に出資限度額が再び減少する場合もまた同じである。

⑤第2項但書の規定によって純資産額が増加することにより出資限度額が、第3項および第4項の出資限度額とみなす金額を超過するようになった時には、第3項および第4項の規定はこれを適用しない。

⑥大規模企業集団に属する会社は公認会計士の会計監査を受けねばならず、経済企画院長官は純資産額を計算するに際しては、公認会計

士の監査意見にもとづき承認した貸借対照表を用いねばならない。

(1986. 12. 31 本条新設)

第7条の5 (金融・保険会社の議決権制限) 大規模企業集団に属する会社で金融業もしくは保険業を営む会社は、取得もしくは所有している国内系列会社の株式に対して議決権を行使することはできない。

(1986. 12. 31 本条新設)

第8条 (企業結合の申告) ①第7条第1項の規定による者が次の各号の1に該当する場合には、大統領令が定めるところにより、これを経済企画院長官に申告しなければならない。ただし、第1号もしくは第5号に該当する場合で、第2項の申告をした場合はこの限りでない。

1. 会社が他の会社の発行株式総数(商法第370条の規定による議決権のない株式は除く。以下同じ)の100分の20以上を所有するようになる場合
2. 会社以外の者が、相互に競争関係にある2以上の会社の株式をそれぞれ100分の20以上所有するようになる場合で、競争関係にある会社のうちの1以上が第7条第1項で規定された会社である場合
3. 会社の役員もしくは従業員が競争関係にある他の会社の役員を兼任した場合
4. 会社が第7条第1項第3号もしくは第4号に該当する行為をしようとする場合
5. 会社が新たに設立される会社の株式の100分の20以上を引受けようとする場合

②大規模企業集団に属する会社が次の各号の1に該当する場合には、大統領令が定めるところによりこれを経済企画院長官に申告しなければならない。

1. 系列会社もしくは特殊関係人と合わせて、新たに設立された会社の株式の100分の20以上を所有するようになる場合
2. 系列会社もしくは特殊関係人と合わせて新たに設立された会社の株式の100分の20以上を引受けようとする場合

③第1項第1号、第2号もしくは第2項第1号の規定により株式を所有するようになるか、第1項第3号の規定により役員を兼任した時には、その株式を所有するようになった日もしくは役員の兼任日から30日以内にこれを経済企画院長官に申告しなければならない。

④第1項第4号および第5号と第2項第2号の規定に該当する行為をしようとする者は、各々、合併契約締結、営業譲受契約締結もしくは会社設立参与についての株主総会(あるいはこれに代わる理事会)の議決があった後30日以内に、これを経済企画院長官に申告しなければならない。

⑤第4項の申告をした者は申告後30日が経過する時まで各々、合併登記、営業譲受契約履行行為もしくは株式引受行為をしてはならない。ただし、経済企画院長官が必要と認める時にはその期間を短縮したり、30日を超えない範囲内でこれを延長することができる。

⑥第2項の規定によって多数の会社に申告義務が発生する場合には、申告義務者が共同で申告しなければならない。ただし、経済企画院長官が、大統領令が定めるところによって大規模企業集団に属する会社のうちの1会社を企業結合申告代理人(以下“代理人”という)に定めた場合で、同代理人が申告した場合にはこの限りでない。

(1986. 12. 31 本条改正)

第8条の2 (株式所有現況などの申告) ①第7条の3第1項に規定された会社は大統領令が定めるところによって、他の国内会社の株式所有現況および当該会社の株主現況と財務状況を経済企画院長官に申告しなければならない。ただし、第8条第6項の代理人がこれを申告した場合はこの限りでない。

②経済企画院長官は、大規模企業集団に属する会社で金融業および保険業を営む会社の国内系列会社株式の所有現況を、財務部長官に要求することができる。この場合、財務部長官は要求された資料を経済企画院長官に通報しなければならない。

(1986. 12. 31 本条新設)

第8条の3 (大規模企業集団の指定など) ①経済企画院長官は、大統領令が定めるところによって大規模企業集団を指定し、同企業集団に属する会社にこれを通知しなければならない。

②第7条の3、第7条の4、第7条の5、第8条第2項および第8条の2の規定は、第1項の通知があった日からこれを適用する。

③第2項の規定にかかわらず、第1項の規定による大規模企業集団の指定当時、第1項の規定による通知を受けた会社が通知当時第7条の4第1項の規定に違反している場合には次の各号に従う。

1. 第7条の3第1項の規定に違反している場合には、通知があった日から1年間は同項の規定を適用しない。

2. 第7条の4第1項の規定に違反している場合には、通知があった日から1年間は通知があった日の出資総額を出資限度額とみなす。ただし、純資産額が増加して出資限度額が出資限度額とみなす金額を超えるようになった時にはこの限りでない。

④経済企画院長官は会社もしくは当該会社の特殊関係人に対して、第1項の企業集団の指定のために必要な資料の提出を要請することができる。

(1986. 12. 31 本条新設)

第9条 (脱法行為の禁止) 何人も第7条第1項および第4項、第7条の2第1項、第7条の3、第7条の4第1項もしくは第7条の5の規定の適用を免れる行為をしてはならない。

(1986. 12. 31 本条改正)

第10条 (是正措置) ①経済企画院長官は、第7条第1項および第4項、第7条の2第1項、第7条の3、第7条の4第1項もしくは第9条の規定に違反するか違反するおそれのある行為があった時には、当該事業者もしくは違反行為者に対して、当該行為の禁止、株式の全部もしくは一部の処分、役員の前任、営業の一部譲渡、その他是正に必要な措置を命じ

ることができる。この場合、第8条第1項第4号、第5号および第2項第2号の規定による申告を受けて行なう是正措置は第8条第5項の規定による期間内にこれをしなければならない。

②経済企画院長官は、第7条第1項および第4項、第7条の2第1項、第8条第5項の規定に違反した会社の合併もしくは設立の無効の訴を提起することができる。

(1986. 12. 31 本条改正)

第10条の2 (是正措置の履行確報) 第10条第1項の規定による株式処分命令を受けた者は、その命令が確定した日から当該株式に対してはその議決権を行使することはできない。

(1986. 12. 31 本条新設)

第4章 不当な共同行為の制限

第11条 (不当な共同行為の制限) ①事業者は、契約・協定・決議その他いかなる方法でも、他の事業者と共同で一定の取引分野で競争を実質的に制限する次の各号の1に該当する行為(以下“不当な共同行為”という)をしてはならない。ただし、産業合理化、不況克服、産業構造の調整、中小企業の競争力向上もしくは取引条件の合理化のための場合であって、大統領令が定めるところにより経済企画院長官の認可を得た場合にはこの限りでない。

1. 価格を決定・維持もしくは変更する行為

2. 商品の販売条件もしくは用役の提供条件やその代金もしくは代価の支払条件を定める行為

3. 商品の生産・出荷・輸送もしくは販売の制限や用役の提供を制限する行為

4. 取引地域もしくは取引相手を制限する行為

5. 生産もしくは用役の提供のための設備の新設もしくは増設や装備の導入を制限する行為

6. 商品の生産もしくは販売時に、その商品の種類もしくは規格を制限する行為

- 7. 営業の主要部門を共同で行なったり管理するための会社を設立する行為
- 8. 他の事業者の事業内容もしくは活動を制限する行為
- ②第1項に規定した不当な共同行為の遂行を約定する契約などは、当事者間においてはこれを無効とする。
- ③2以上の事業者が、一定の取引分野で競争を実質的に制限する第1項各号の1に該当する行為をしている場合、同事業者間で不当な共同行為の遂行を約定した明示的な契約がない場合でも、不当な共同行為をしているものと推定する。

(1986. 12. 31 本条改正)

第12条(認可節次など) ①経済企画院長官は第11条第1項但書の規定による認可申請を受けた場合には、その申請日から30日以内にこれを決定しなければならない。ただし、経済企画院長官は、必要と認めた時には30日を超えない範囲内でその期間を延長することができる。

②経済企画院長官は必要と認められた場合、第11条第1項但書の規定による認可を行なう前に当該申請内容を公示して、利害関係人の意見をきくことができる。認可内容を変更する場合も同じである。

③第2項の公示に所要される期間は、第1項の期間にこれを算入しない。
(1986. 12. 31 本条改正)

第13条(是正措置) 経済企画院長官は、第11条の規定に違反する不当な共同行為がある時には、当該事業者に対して、当該行為の中止その他必要な措置を命じることができる。
(1986. 12. 31 本条改正)

第14条(課徴金) ①経済企画院長官は、第11条の規定に違反する不当な共同行為がある場合には、当該事業者に対して、当該違反行為があった日から同行為がなくなった日までの期間における売上額に100分の1を乗じた金額を超過しない範囲内で課徴金を賦課することができる。

- ②第1項の規定において、売上額の算定方法その他必要な事項は大統領令で定める。
- ③第6条第3項ないし第5項の規定は第1項の場合にこれを準用する。
(1986. 12. 31 本条改正)

第5章 不公正取引行為の禁止

第15条(不公正取引行為の禁止) ①事業者は次の各号の1に該当する行為で、経済企画院長官が公正な取引を阻害するおそれがあると認めて不公正な取引行為と指定、告示された行為(以下“不公正取引行為”という)をしたり、系列会社もしくは他の事業者をしてこれを行なわせてはならない。

- 1. 有利もしくは不利な価格や取引条件で不当に取引相手方を差別的に取扱う行為
- 2. 不当に競争者を排除するために取引する行為
- 3. 不当に競争者の顧客を自己と取引するよう誘引したり強制する行為
- 4. 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引する行為
- 5. 取引相手方の事業活動を不当に拘束する条件で取引したり妨害する行為
- 6. 商品もしくは用役に関して虚偽もしくは誇張された表示または広告をする行為

②経済企画院長官は第1項第6号の規定に違反する行為を防ぐために必要な場合、事業者が遵守しなければならない表示・広告に関する基準を制定・運用することができる。

③事業者もしくは事業者団体は、不当な顧客誘引と虚偽もしくは誇張された表示・広告を防ぐために自律的に規約(以下“公正競争規約”という)を定めることができる。

④事業者もしくは事業者団体は経済企画院長官に第3項の公正競争規約が第1項第3号もしくは第6号の規定に違反しているかどうかについて審査を要請することができる。
(1986. 12. 31 本条改正)

第16条(是正措置) 経済企画院長官は、第15条第1項の規定に違反する行為がある時には、

当該事業者に対して当該不正取引行為の中止、契約条項の削除、法違反事実の公表、その他是正のために必要な措置を命じることができる。

(1986. 12. 31 本条改正)

第 6 章 事業者団体

第 17 条(事業者団体の設立申告) 事業者団体は、その設立の日から 30 日以内に大統領令が定めるところによって、その設立事項を経済企画院長官に申告しなければならない。申告した事項に変更が生じたり、当該事業者団体が解散された場合も同じである。

第 18 条(事業者団体の禁止行為) ①事業者団体は次の各号の 1 に該当する行為をしてはならない。

1. 第 11 条第 1 項各号の行為によって一定の取引分野の競争を実質的に制限する行為
2. 一定の取引分野において、現在もしくは将来の事業者数を制限する行為
3. 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ）の事業内容もしくは活動を不当に制限する行為
4. 事業者に、第 15 条第 1 項の規定による不正取引行為、もしくは第 20 条の規定による再販売価格維持行為を行なわせる行為

(1986. 12. 31 本号改正)

②第 11 条第 1 項但書および第 12 条の規定は、第 1 項第 1 号の場合にこれを準用する。この場合“事業者”は“事業者団体”とみなす。
(1986. 12. 31 本項改正)

③経済企画院長官は、第 1 項の規定に違反する行為を防ぐために必要な場合、事業者団体が遵守しなければならない指針を制定・運用することができる。(1986. 12. 31 本項新設)

④経済企画院長官は、第 3 項の指針を制定しようとする場合には、関係行政機関の長の意見を聴かねばならない。(1986. 12. 31 本項新設)

第 19 条(是正措置) ①経済企画院長官は、第 18 条の規定に違反する行為がある時には、当該事業者団体に対して、当該行為の中止その他

是正のために必要な措置を命じることができる。

② (1986. 12. 31 削除)

第 7 章 再販売価格維持行為の制限

第 20 条(再販売価格維持行為の制限) ①商品を生産もしくは販売する事業者は、再販売価格維持行為をしてはならない。

②第 1 項の規定は、大統領令が定める著作物と、次の各号の要件を備えた商品であって事業者が当該商品について再販売価格維持行為をなすよう経済企画院長官から事前に指定を受けた場合には、これを適用しない。

1. 当該商品の品質が一樣であることを容易に識別することができること
2. 当該商品が一般消費者によって日常使用されるものであること
3. 当該商品について自由な競争が行われていること

③事業者が第 2 項の規定による指定を受けようとする時には、大統領令が定めるところによってこれを経済企画院長官に申請しなければならない。

④経済企画院長官が第 2 項の規定によって、再販売価格維持行為をすることができる商品を指定した時には、これを告示しなければならない。

第 21 条(再販売価格維持契約の申告) ①第 20 条第 4 項の規定によって、経済企画院長官が指定・告示した商品を生産もしくは販売する事業者が、当該商品の再販売価格を決定してこれを維持するための契約を締結した時には、大統領令が定めるところによりその契約締結日から 30 日以内にその契約事項を経済企画院長官に申告しなければならない。契約事項を変更した時もまた同じである。

②経済企画院長官は、第 1 項の申告事項が消費者の利益を著しく阻害するおそれがあるか、公共の利益に反する場合には、当該申告事項の変更もしくは修正を命じることができる。

第 22 条(是正措置) 経済企画院長官は、第 20 条

第1項の規定に違反する行為がある時には、当該事業者に対して当該行為の中止、その他是正のために必要な措置を命じることができる。

第8章 国際契約の締結制限

第23条(不当な国際契約の締結制限) ①事業者もしくは事業者団体は、不当な共同行為、不公正取引行為および再販売価格維持行為に該当する事項を内容とする次の各号の1に該当する国際的協定や契約（以下“国際契約”という）を締結してはならない。ただし、当該国際契約の内容が、一定の取引分野において競争に与える影響が軽微であるか、その他やむを得ない事由があると経済企画院長官が認める場合にはこの限りでない。

1. 外資導入法による借款契約、合作投資契約および技術導入契約
2. 1年以上の期間にわたって継続的使用を目的とする著作権の導入に関する契約
3. 商品の輸入や用役の導入に関して1年以上の期間にわたって継続的取引を目的とする輸入代理契約（物品売渡確約書発行業の場合を除く）と長期輸入契約。ただし原資材（原料もしくは半製原料をいう）および資本財の輸入契約を除く。

②第1項の規定による不当な共同行為、不公正取引行為および再販売価格維持行為の範囲および基準は、経済企画院長官が定めてこれを告示する。

(1986. 12. 31 本条改正)

第24条(国際契約の締結申告) ①事業者もしくは事業者団体が第23条第1項各号に規定した国際契約を締結した時には、大統領令が定めるところによって、当該契約を締結した日から30日以内にこれを経済企画院長官に申告しなければならない。

(1986. 12. 31 但書削除)

②第23条第1項第1号の外資導入法による国際契約の申告もしくは認可申請は、これを第1項の規定による申告とみなす。

(1986. 12. 31 本条改正)

第25条(是正措置) 経済企画院長官は、第23条第1項の規定に違反するか違反するおそれがある国際契約のある時には、当該事業者もしくは事業者団体に契約締結の申告を命じるか、契約の取消、契約内容の修正・変更、その他是正に必要な措置を命じることができる。

第9章 専任機構

第26条(公正取引委員会の設置) 経済企画院長官がこの法律に規定された重要事項と、この法律に違反する事項についての決定・処分をするに先立って、これを審議・議決するために、経済企画院に公正取引委員会（以下“委員会”という）をおく。

第27条(委員会の構成など) ①委員会は、委員長1人を含む委員（以下“委員”という）5人で構成し、3人は常任、2人は非常任とする。

②委員長が事故のために職務を遂行することができない時には、委員長が指定した常任委員がその職務を代行する。

第28条(委員の資格および任命) ①委員は次の各号の1に該当する者の中から、経済企画院長官の答申により大統領が任命する。

1. 独占規制および公正取引に関して相当の実務経験のある2級以上の公務員の職にあった者
2. 判事・検事もしくは弁護士に10年以上あった者
3. 大学で法律学、経済学もしくは経営学を専攻した者で、大学など公認された研究機関で副教授以上もしくはこれに相当する職に10年以上あった者
4. 企業経営もしくは消費者保護活動に10年以上従事した経歴がある者

②委員長は経済企画院長官が兼任することができる。

第29条(委員の任期) 委員の任期は3年とし、1期に限って再任することができる。

第 30 条 (委員の身分保障) 委員は、次の各号の

1 に該当する場合を除いては、その意志に反して免職されることはない。

1. 禁固以上の刑の宣告を受けた場合
2. 長期間の心身衰弱で職務を遂行できなくなった場合

第 31 条 (委員会の機能) ① 次の各号の事項は委員会の審議・議決を経なければならない。

1. 独占規制および公正取引に関する法令の制定もしくは改正に関する事項
2. 第 2 条第 7 項の規定による市場支配的事業者の指定、第 15 条の規定による不公正取引行為の指定、第 20 条第 2 項の規定による再販売価格維持行為のできる商品の指定、および第 23 条第 2 項の規定による国際契約の不当な共同行為、不公正取引行為および再販売価格維持行為の範囲および基準の決定に関する事項
3. 第 5 条、第 10 条第 1 項、第 13 条、第 16 条、第 19 条、第 21 条第 2 項、第 22 条および第 25 条の規定による是正措置などに関する事項
4. 第 6 条第 1 項、第 14 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令に関する事項
5. 第 10 条第 2 項の規定による会社の合併もしくは設立無効の訴の提起に関する事項
6. 第 11 条第 1 項但書の規定による共同行為の認可に関する事項
7. 第 15 条第 2 項もしくは第 18 条第 3 項の規定による基準もしくは指定の作成に関する事項
8. 第 15 条第 4 項の規定による公正競争規約の審査に関する事項
9. 第 42 条の規定による異議申請に関する事項
10. 第 60 条の規定による告発に関する事項
11. その他経済企画院長官が重要と認め委員会に附議した事項
(1986. 12. 31 本項改正)

② 委員会の委員は、第 1 項各号の事項中、その委員本人もしくは親族が関係する事項には関

与できない。

第 32 条 (議決定足数) 委員会の会議は在籍委員 3 人以上の賛成で議決する。

第 33 条 (議決の公開) 委員会が第 31 条第 1 項第 3 号に規定された事項を議決するにおいては、これを公開しなければならない。ただし、事業者もしくは事業者団体の事業上の秘密を保護する必要があると認められるか、もしくは公益上必要があると認められる時にはこの限りでない。

第 34 条 (意見陳述) ① 経済企画院長官は、この法律の規定に違反する事項について委員会の審議に付議する前に、当事者もしくは利害関係人にその事実を通知しなければならない。

② 当事者もしくは利害関係人は、委員会の会議に出席して、その意見を陳述したり必要な資料を提出することができる。

第 35 条 (委員の記名・捺印) 委員会の議決は、その理由を明示した議決書でなされねばならず、第 31 条第 1 項第 3 号ないし第 7 号に関する事項については、議決に参加した委員がその議決書に記名・捺印しなければならない。

第 36 条 (罰則適用における公務員擬制) 委員会の委員のうち、公務員でない委員は、刑法その他法律による罰則の適用においては公務員とみなす。

第 37 条 (組織および運営規定) この法律で規定されたこと以外で、委員会の組織および運営などに関して必要な事項は大統領令で定める。

第 38 条 (審査官) ① この法律の規定に違反する事項の調査および事前審査などを専任するために経済企画院に審査官をおく。

② 審査官は、独占規制および公正取引に関する実務経済がある一般職国家公務員をもって任ずるか、もしくは判事・検事または弁護士士の資格のある者の中から任命する。(1986. 12. 31 本項改正)

③ 第 2 項の規定による審査官の定員、その他必要な事項は大統領令で定める。

第10章 手続

- 第39条 (違反行為の認知・申告など)** ①経済企画院長官は、この法律の規定に違反した事実があると認める時には、職権により必要な調査をすることができる。
- ②何人も、この法律の規定に違反する事実があると認める時には、その事実を経済企画院長官に申告することができる。
- 第40条 (違反行為の調査および意見聴取など)**
- ①経済企画院長官は、この法律の施行のために必要と認める時には大統領令が定めるところによって、利害関係人もしくは参考人の意見をきくことができる。
- ②経済企画院長官は、この法律の施行のため必要と認める時には大統領令が定めるところによって、事業者・事業者団体もしくは違反行為者に対して、原価および経営状況に関する報告、その他必要な資料や物件の提出を命じたり、その所属の公務員をして事業者又は事業者団体の事務所もしくは事業場で、帳簿、書類、その他の資料や物件を調査させることができる。
- ③第2項の規定によって調査を行う公務員は、その権限を表示する証票を関係人に提示しなければならない。
- 第41条 (違反行為の是正勧告)** ①経済企画院長官は、この法律の規定に違反する行為がある場合、委員会の審議・議決を経ずに、当該事業者に対して是正方案を定めてこれに従うことを勧告することができる。(1986. 12. 31本項改正)
- ②第1項の規定によって勧告を受けた者は、遅滞なく当該勧告を受諾するかどうかについて経済企画院長官に通知しなければならない。
- ③第1項の規定によって是正勧告を受けた者が、当該勧告を受諾した時には、この法律の規定による是正措置であるものとみなす。(1986. 12. 31本項改正)
- ④経済企画院長官が、第1項の規定によって是正勧告をする場合にその勧告内容が重要と認

める時には、これをあらかじめ委員会に通報しなければならない。

第42条 (異議申請) この法律による経済企画院長官の処分に対して不服がある者は、その処分があった日から30日以内にその事由を添えて経済企画院長官に異議申請をすることができる。

第43条 (訴の提起) ①利害関係人が、経済企画院長官の処分に対して不服の訴を提起しようとする時には、異議申請に対する経済企画院長官の処分があった日から30日以内にこれを提起しなければならない。

②第1項の期間はこれを不変期間とする。

第44条 (不服の訴の専属管轄) 第43条の規定による不服の訴は、経済企画院の所在地を管轄するソウル高等法院を専属裁判所とする。

第11章 損害賠償

第45条 (損害賠償責任) ①事業者もしくは事業者団体は、この法律の規定に違反することによって被害を受けた者がいる場合、当該被害者に対して損害賠償の責任を負う。

②第1項の規定によって損害賠償の責任を負う事業者もしくは事業者団体は、その被害者に対して、故意もしくは過失がないことを立証してその責任を免れることはできない。

第46条 (損害賠償請求権の裁判上の主張制限など) ①第45条の規定による損害賠償請求権は、この法律の規定による是正措置が確定された後でなければこれを裁判上主張することができない。

②第1項の損害賠償請求権は、これを行使することができる日から1年を経過した時には、時効により消滅する。

第12章 適用除外

第47条 (法令に基づく正当な行為) ①この法律の規定は、事業者もしくは事業者団体が、法律またはその法律による命令に従って行なう正当な行為についてはこれを適用しない。(1986. 12. 31本項改正)

② (1986. 12. 31 削除)

第 48 条 (無体財産権の行使行為) この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法もしくは商標法による権利の行使と認められる行為に対してはこれを適用しない。

第 49 条 (一定の組合の行為) この法律の規定は、次の各号の要件を備えて設立された組合 (組合の連合会を含む) の行為に対してはこれを適用しない。ただし、不公正取引行為もしくは一定の取引分野において競争を実質的に制限することによって、不当に価格が上げられる場合にはこの限りでない。

1. 小規模の事業者もしくは消費者の相互扶助を目的とすること
2. 任意に設立され、組合員が任意に加入もしくは脱退することができること
3. 各組合員が平等な議決権をもつこと
4. 組合員に対する利益配分を行なう場合にはその限度が定款に定められていること

第 13 章 補 則

第 50 条 (秘密厳守義務) この法律による職務に従事するか、従事していた委員もしくは公務員は、その職務上知得した事業者もしくは事業者団体の秘密を漏らしたり、この法律の施行のための目的以外にこれを利用してはならない。

第 51 条 (法令制定などの協議) ①関係行政機関の長が、第 11 条第 1 項各号および第 18 条第 1 項第 2 号で規定している競争制限事項を内容とする法令を制定もしくは改正したり、事業者もしくは事業者団体に対して上の競争制限事項を内容とする命令、処分もしくは承認などをしようとする時には、あらかじめ経済企画院長官と協議しなければならない。

②関係行政機関の長が第 1 項に規定した命令、処分もしくは承認などを行なう場合には、当該命令などの内容を経済企画院長官に通告しなければならない。

(1986. 12. 31 本条改正)

第 52 条 (関係行政機関の長の協調) ①経済企画

院長官は、この法律の施行のために必要と認める時には、関係行政機関の長の意見を聴くことができる。

②経済企画院長官は、この法律の施行のために必要と認める時には、関係行政機関の長に必要な調査を依頼したり、必要な資料を要請することができる。

③経済企画院長官は、この法律の規定による是正措置の履行を確報するために必要と認める場合には、関係行政機関の長に必要な協調を依頼することができる。

(1986. 12. 31 本条改正)

第 53 条 (権限の委任・委託) 経済企画院長官は、この法律の規定によるその権限の一部を、大統領令が定めるところによって所属機関の長、ソウル特別市長、直轄市長もしくは道知事に委任したり、他の行政機関の長に委託することができる。

第 54 条 (施行令) この法律の施行令に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 14 章 罰 則

第 55 条 (罰則) ①次の各号の 1 に該当する者は、2 年以下の懲役もしくは 1 億ウォン以下の罰金に処す。

1. 第 3 条の規定に違反して濫用行為をした者
2. 第 7 条第 1 項もしくは第 4 項の規定に違反して企業結合をした者
3. 第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反して持株会社を設立したり、持株会社に転換した者
4. 第 7 条の 3 もしくは第 7 条の 4 第 1 項の規定に違反して、株式を取得もしくは所有している者
5. 第 7 条の 5 もしくは第 10 条の 2 の規定に違反して、議決権を行使した者
6. 第 9 条の規定に違反して、脱法行為をした者
7. 第 11 条第 1 項の規定に違反して不当な共同行為をしたり、第 18 条第 1 項第 1 号の規定に違反した者

(1986. 12. 31 本項改正)

②第1項の懲役と罰金刑は、これを併科することができる。

第56条(罰則) 次の各号の1に該当する者は、1年以下の懲役もしくは7千万ウォン以下の罰金に処す。

1. 第8条第1項第4号・第5号もしくは第8条第2項第2号の企業結合申告をせずに、合併、営業の譲受もしくは会社の設立をした者
2. 第15条第1項の規定に違反して不公正取引行為をした者
3. 第18条第1項第2号ないし第4号の規定に違反した者
4. 第20条第1項の規定に違反して再販売価格維持行為をした者
5. 第23条第1項の規定に違反して国際契約を締結した者
6. 第5条、第10条第1項、第13条、第16条、第19条、第21条第2項、第22条もしくは第25条の規定による是正措置などに応じない者
7. 第7条の4第6項の規定に違反して公認会計士の会計監査を受けない者
(1986. 12. 31本条改正)

第57条(罰則) 次の各号の1に該当する者は5千万ウォン以下の罰金に処す(1986.12.31本文改正)。

1. 第8条第1項もしくは第2項の規定による企業結合の申告をしないか、虚偽の申告をした者(1986. 12. 31本号改正)
2. 第8条第3項もしくは第4項の規定に違反するか、第8条第5項の規定に違反した者(1986. 12. 31本号改正)
3. 第8条の2第1項の規定に違反して、株所有現況の申告をしないか、虚偽の申告をした者(1986. 12. 31本号新設)
4. 第8条の3第4項の資料要請に対して虚偽の資料を提出した者(1986. 12. 31本号新設)
5. 第17条の規定による事業者団体の設立申告をしないか、虚偽の申告をした者

6. 第21条第1項の規定による再販売価格維持契約の申告をしないか、虚偽の申告をした者

7. 第24条の規定による国際契約の締結申告をしないか、虚偽の申告をした者

8. 第40条第2項の規定による報告もしくは必要な資料や物件の提出をしないか、虚偽の報告もしくは資料や物件を提出した者

9. 第40条第2項の規定による調査を拒否・妨害もしくは忌避した者

第58条(罰則) 第50条の規定に違反した者は、1年以下の懲役もしくは100万ウォン以下の罰金に処す。

第59条(両罰規定) 法人の代表者や法人もしくは個人の代理人・使用人その他従業員が、その法人もしくは個人の業務に関して第55条ないし第57条の違反行為をした時には、行為者を罰するほかに、その法人もしくは個人に対しても各本条の罰金刑を科す。

第60条(告発) 第55条および第56条の罰は経済企画院長官の告発がなければならない。

附 則

第1条~第8条(省略)

附 則(1986. 12. 31)

第1条(施行日) この法律は公布後3カ月が経過した日から施行する。

第2条(持株会社に対する経過措置) この法律施行当時、設立されている持株会社については、この法律施行日から1年間は第7条の2の改正規定を適用しない。

第3条(相互出資に対する経過措置) この法律施行日から3年以内に大規模企業集団に指定された企業集団に属する会社であって、指定の当時、第8条の3第1項の規定に違反している場合には、この法律施行日から3年間は第7条の3第1項の規定を適用しない。ただし、第8条の3第3項第1号に定めた期間より短い時にはこれを1年とする。

第4条(出資総額に対する経過措置) ①この法律施行日から5年以内に大規模企業集団に指

定された企業集団に属する会社と、指定の当時、第8条の3第1項の規定による通知を受けた会社が、通知当時、出資限度額を超えて出資している場合には、第7条の4第1項の規定を適用するにあたり、この法律施行日から5年間は通知があった日の出資総額（以下“特例限度額”とする）を出資限度額とみなす。ただし、純資産額が増加して出資限度額が特例限度額を超過するようになった時にはこの限りではなく、第8条の3第3項第2号で定めた期間より短い時にはこれを1年とする。

- ②経済企画院長官は必要と認める場合には、特例限度額を認められている会社に対して、出資限度超過額の年度別解消方案を作成、提出させることができる。
- ③第7条の4第1項の規定を適用するにおいて、特例限度額を認められている会社が、この法律の施行当時に所有している株式を、この法律施行日から3年以内に証券取引法による有価証券市場で、当該会社の系列会社および特殊関係人以外の者に譲渡する場合で、経済企画院長官の確認を受けた場合には、この法律施行日から7年間は、当該譲渡に伴う譲渡差益に100分の40を乗じた金額は出資限度額を超える出資額からこれを控除する。
- ④前項の確認を受けようとする会社は、当該譲渡事実を証券会社と管轄税務所長の譲渡確認書を添付し、譲渡日から30日以内に経済企画院長官に申告しなければならない。
- ⑤大規模企業集団に属する会社が、政府・地方

自治団体もしくは政府投資機関管理基本法による政府投資機関が発行株式総数の100分の30以上を所有している会社の株式をこの法律施行当時、所有している場合で、経済企画院長官の承認を得た場合には、第7条の4第1項の規定にかかわらず第1項の期間を過ぎて当該株式を所有することができる。この場合、経済企画院長官は当該株式を所有できる期間を、別途に定めることができる。

- ⑥大規模企業集団に属する会社が、外資導入法による外国人投資企業の株式をこの法律施行当時、所有している場合で、経済企画院長官の承認を得た場合には、第7条の4第1項の規定にかかわらず、第1項の期間を過ぎて3年以内の範囲で当該株式を所有することができる。

第5条（議決権制限に対する経過措置） この法律施行当時、金融業および保険業を営む会社が所有している国内系列会社の株式については、この法律施行日から6カ月間は第7条の5の規定を適用しない。

- 第6条（共同行為に対する経過措置）** ①この法律施行当時、経済企画院に登録された共同行為は、第11条第1項但書の規定による認可を受けた者とみなす。
- ②この法律施行前に第11条の規定に違反する共同行為を開始し、この法律施行後に、同行為が終了した場合には第14条第2項を適用するにあたり、同項中、“当該違反行為があった日”は“この法律施行日”とみなす。